# 日本理学療法士協会十年史



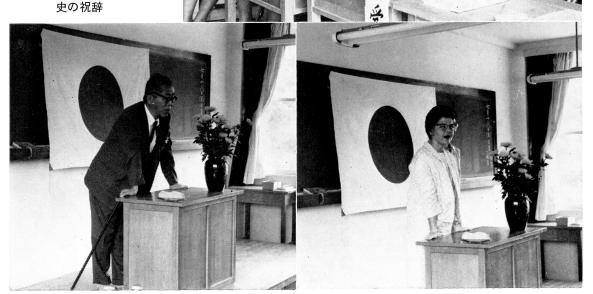
社団法人 日本理学療法士協会

七六五四三二一祝名祝乾祝会问



下右:WHO顧問ナッシュ女

史の祝辞



WCPTからの祝辞を読み上げる田口事務局長





初代三役の顔ぶれ



設立時の役員



協会ワッペン決まる

祝辞をのべるOT協会代表 矢谷女史





会費出し合って設立パーティ

お祝いにかけつけて下さった方々 右より小林治人先生

> 芳賀敏彦先生 佐久間譲爾先生 リドレー先生 矢谷令子先生 佐々木智也先生





上:アムステルダム**WCPT**会場 昭和45年4月

下左:アムステルダム大会レセプションに参加した日

本の顔ぶれ

下右:モントリオール大会



## 目 次

## 学会の歩み一欄表

## 全国理学療法士分布図

流 れ····································	藤	文	雄	1
無我夢中松	村		秩	2
第3代会長野本卓氏の想い出関	Ш		博	3
代理者の想い出鈴	木	正	彦	4
第2回学会の回想・・・・・・・岩	本		敬	.5
緊褌一番(遺稿)矢	郷	弥え	大郎	6
第3回学会の想い出関	Л		博	7
東奔西走の想い出平	Ш	教	次	8
第5回日本理学療法士学会の回想山	口	_	郎	9
第8回日本理学療法士学会の想い出浅	野	達	雄	11
10年ひと昔後	藤	宜	久	12
10年の歩み	•••••	• • • • • •		13
各年度の動向(昭和41年度〜昭和49年度)・・・・・・・・・・・	•••••	• • • • • •		18
10年間の請願書,要望書録		• • • • • •		57
編集後記		• • • • • •		82

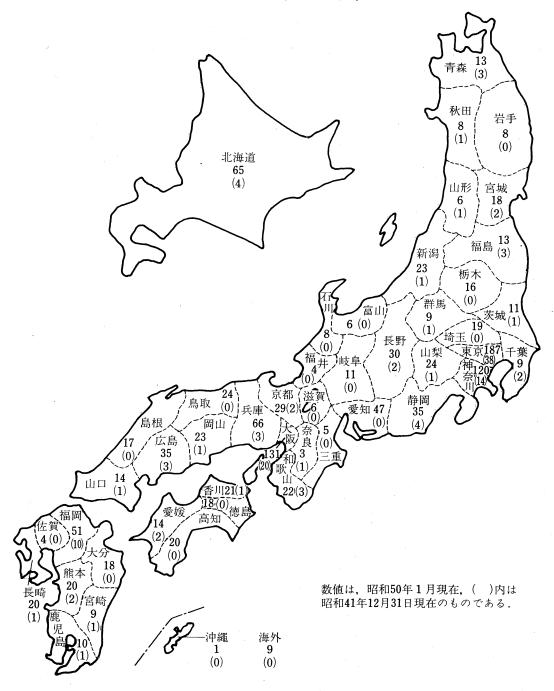
0

·					
回 数	年 月 日	開催地	会場	学 会 長	準備委員長
第 1 回	7 41 • 10 • 8 9	東京	東大病院	遠藤 文雄	松沢 博駒沢 治夫
第 2 回	42 · 6 · 16	大 阪	松下講堂	岩本 敬	山野 久和
第 3 回	$43 \cdot 6 \cdot \frac{1}{2}$	東京	東医健保会館	矢郷弥太郎	関川博
第 4 回	44 • 6 • 7	神戸	兵庫県民会館	平川 教次	古賀 友弥
第 5 回	45 • 9 • <sup>14</sup> <sub>15</sub>	福島	福島市民センター	山口 二郎	小沼 正臣
第 6 回	46 · 6 · 21 22	東京	東京文化会館	谷岡 淳	遠藤 文雄
第7回	47 · 6 · 12	北九州	戸畑文化ホール	和才嘉昭	下畑 博正
第 8 回	48 • 4 • 14	大 阪	大阪大学	浅野 達雄	武富 由雄
第 9 回	49 • 5 • 11	名古屋	市民会館	古川 良三	野々垣嘉男
第 10 回	50 · 5 · 16	東京	国立教育会館 虎ノ門ホール	後藤 宜久	細田 多穂

## 歩み

			演	題	内	訳			
学会スローガン	主要テーマ	一般	共同	特別	症例検 討会セ ミナー	シンポジウム	学術映 画スラ イド	計	参加者数
	PT管理と運営			4		1		5	60
	整形外科のPT を中心として	5		2				7	100
	切 断	8	6	2			12	28	300
	ジストロフィー	35		5				40	500
	片マヒ	49		4		1		54	700
	臨床教育	35						35	550
	コミュニケーション	49			2		3 -	54	600
・理学療法士は障害者の 心の杖にもなろう ・福祉国家への道は理学 療法士の手で	理学療法士の壁	46				1	6	53	700
築け理想の福祉社会, 理学療法士の心と技で	リハビリテーション工学	51			2	1	3	57	750
	理学療法10年の 歩み	71		(内訳) 2	1	1	3	75	

## 全国理学療法士分布図



## 流れ

#### 初代会長 遠 藤 文 雄



10年ひと昔、早いものである。清瀬の片田舎でうぶ声をあげた赤んぼ うも、ハイハイ、おすわり、よちよち歩きを経て今や小学生になったこ とになる。元気な小学生か、たよりない小学生かの評価はともかく生き てきた歴史の重みに逆うすべはない。

思い起こせば日本のリハビリテーションの黎明期にあって生みの苦し みともいえる陣痛のあったことを忘れ得ない。41年春協会設立準備委員 会は学院の卒業生とすでにこの職域で働いていた有志によって持たれ、 副学院長の小林先生をまじえ、学院や肢体不自由児協会で数回にわたり

会合を持ったのである。準備委員会の主旨にのっとり,第1回の国家試験の合格発表を待って設立趣意書を全合格者に発送し,設立総会は5月,古ぼけた清瀬の看護学院講堂で行った。80余名の賛同者が集まり熱気みなぎるうちに総会は終了し,思いがけなくも若輩者の小生が会長に選出されるはめになった。保田,岩本の両先輩を副会長にお願いして,東京,大阪を中心としたブロック構想がうちたてられ,組織作りと入会をうながしたのである。この会員獲得をめぐって病院マッサージ協会(現全国病院理学療法協会)にはずいぶん迷惑をかけたようである。その後は国家試験の合格者には当協会の案内状を発送するにとどめ無理な勧誘はいっさい行わなかったのである。41年10月には東大において臨時総会,第1回学会というよりは研修会を開くまでになり,定款が出来,WCPT加盟のための代表派遣の件や協会機関誌に関する件が論議された。

当時のことを思い出すと楽しいことは一つもなくて、皆がやたらと苦労していたように思う、私は当時神奈川県の七沢病院に勤務していたので(1年生)、事務局のある清瀬まではるばる通ったものである。月給は交通費でなくなってしまう何年かが続いたのである。

当初かかげた目標は会員諸氏の努力により組織はブロックから県単位におちつき、念願のWCPT加盟と社団法人の認可がなされ、協会機関誌の発行をみ、経過措置における特別法も打ち切られ、当協会の土台は安定したと考えられる。ここに至るまで長い長い歴史の1コマ1コマを作りあげてきた先達の努力に、あらためて感謝と敬意を表するとともに、日本の風土になじむべくリハビリテーションの原点を見出し発展させることが当協会のあるべき姿と思う。最後に、協会の限りなき発展と会員諸氏の健康を祈ります。

## 無 我 夢 中

#### 第2代会長 松 村 秩



昭和44年6月6日,神戸市で開かれた第4回総会において,初代遠藤 文雄会長のあとを引き継いで第2代会長に選出されました。

昭和41年から43年までアメリカに留学していて、2年半ばかり日本を留守にしておりましたので、協会の内部事情にはあまり明るくなかったのは事実でありました。したがいまして、当時としては無我夢中であったことだけは確かでありました。

現在の関川事務局長に副会長に是非なってもらうべく, ご自宅の方に 日参したことをよく覚えております。関川事務局長にはいろいろな点で

よく助けて貰いました。三役会議を伊藤副会長と3人でよく関川先生の自宅で開きまして、奥様から御馳走をしていただいたことがありました。

私が第二代会長在任中, もっとも印象に残っていることは、やはり国家試験の受験資格の特例措置についてです。昭和46年3月をもって5年間の経過措置が法律的に打ち切られることになっていたのですが、これをさらに延長しようとする運動が起こってきました。この問題は法律の改正ですから、国会で審議されて決まることになります。わが協会は延長反対の立場をとり、OT協会、リハビリ医学会、整形外科学会、パラプレジア学会と一緒になって、反対声明とか要望書とかを、関係官庁、厚生大臣、国会議員等に出して反対運動を展開しました。

当時はリハビリテーション医学会の先生方と一緒になって、各政党の大物議員に会ったりしたことがあります。約2カ月間、連日のように国会にある議員会館や各政党の本部を訪問したりしました。そのなかで、東大の津山教授と一緒に、自民党の当時の政調審議会長であった水田会長を訪問したことがあります。自民党の政調会長室の前で緊張して待っていたことが記憶に残っております。また当時の自民党幹事長であった田中角栄氏を訪問して下さった先生もおられました。自民党の総務会の会長であった現総務会長でもある鈴木善幸氏に対して、秘書を通じて働きかけたこともありました。あの当時はPT協会、OT協会の幹部連中は連日のように議員会館に押しかけたりして、今から考えても、よくあれだけやれたなという程に皆よくやったと思っております。

この特例延長反対運動は、結果的にはこちらが負けたことになりましたが、延長も3年という期間に限定され、この特例問題も昭和49年3月をもって終止符を打つ結果になったのであります。

特例問題が片付いた結果,わが協会も昨年(1974)の6 月に,世界理学療法連盟から正式に会員として認められて,WCPTの正会員となったのであります。これで日本のPTも国際的に通用することになった次第であります。

## 第3代会長 野本卓氏の想い出

関 川 博

野本氏が会長に選ばれたのは、昭和46年総会の役員選挙によってである。それまで制度としては 役員の選出は選挙によるとなっていたが、実際には理事会推薦という形で行われてきた。この総会 に会長選挙が行われたことは、種々物議をかもし出しはしたが、会員の総会に対する意識が盛り上 がり、それまで中々思うように進まなかった士会結成の動きが急速に進んで、多くの県士会が誕生 したのである。

協会は発足以来3本の柱を立てて実行することを目的としてきた。WCPT加盟,公益法人化, 業務独占である。しかし野本氏は選挙の結果からくる会員の動揺を防ぐ意味から,会長就任第一声 として"組織の基礎固めをしたい"と発表して,選挙の波紋の大きくなるのを防いでいる。私は, 前会長松村氏について副会長と事務局長を引き受けることになった。

野本氏の残した業績は大きく、組織固めが終わるや、まず現職者講習、大学制度化対策、公益法人化の実現、機関誌の発行について全力投球する構想を明らかにし、エネルギッシュに行動した。まさに東奔西走であって、今日の文部省、明日の厚生省と、そして議員会館にと、もう一人の副会長であった矢郷氏と共々行動範囲は実に広く行われた。法人化については、最も困難と思われた全国病院理学療法協会と意見調整を行い、反面矢郷氏が特に懇意にしていただいた愛知撥一氏に積極的に働きかけ、遂に法人化の認可を47年1月に受けた。

また47年2月1日の保険点数改正に際しても、日本医師会に日参し、理学療法点数化に重大な資料提出者となり実現している。渉外部長である矢郷氏と共に成果は高く評価されるべきであろう。

教育の面で力を尽したものに現職者講習会がある。卒後教育をいかにすべきかは、常に口にしており、現職教育委員長に奈良勲氏を迎えて、計画を練り、第1回現職講習会の開催にこぎつけ、現在はすでに第7回を終了している。特に第6回の講習会は厚生省との話し合いによって国費で行われた短期講習会に、本協会の協賛によるという字句の挿入せる終了証の発行となったように、講習会の発展は着々と実績を積んでいる。彼が病床にあってまで一番心配していたのは、機関誌の発行である。49年11月30日現在、機関誌"臨床理学療法"も3回出版されたが、この誌の発行までに、資金的に困難の中を随分迷いながら発行するべくあらゆる手を尽した。

この人ほど当協会にとってうってつけの人はなかったのではないかと思う。常に会のことを考え 会員のあらゆる意味の利益を考え努力を続けてき、不幸にして47年12月11日病床につくことになっ てしまった。協会の財政的負担を少しでも軽くすべく、賛助会員制度を作りこれが運用されてい る。これ等計画中または実行段階に入った諸事業を、副会長である矢郷弥太郎氏が引き続き実践に うつされたが、矢郷氏もまた急逝されてしまった。

## 代理者の想い出

#### 第4代会長代行 鈴 木 正 彦



昭和48年4月、協会長矢郷弥太郎氏、副会長関川博氏と共に三役に選出されてスタートした第7期は、厚生省への挨拶のあと、役員人事決定の第1回理事会が終わると同時に会長が病の床につかれ、以降私が会長代行として関川氏に扶けられながら、理事・会員諸氏の協力のもとに協会運営の責任をとることとなった。

協会運営は、人材をできるだけ広く起用する方針のもとに行われた役員人事の結果、円滑に進んだが、第一の難関は神奈川士会から提起された『PTの教育制度に関する協会の基本方針の確認』であった。この問

題は協会にとってのみならず、これからの日本の理学療法の質・量にかかわる重大問題であり、3 カ月にわたり理事会において討論して結論を得たものである。私の不手際のために、ご迷惑をかけた嫌いもあるが、重要問題について充分な論議のできた事はよかったのではないかと考えている。

9月12日,一時快方に向かわれたかに見えた矢郷会長の病状が再び悪化,遂に永眠され,役員一同悲しみの中に弔問に伺い,葬儀に参列して冥福を祈った。

葬儀の席上、できるだけ早く厚生省へ出向くようにとの連絡を受け、数日後関川氏と厚生省へ伺ったところ、医事課長より医務局主催の理学療法士短期講習会を行いたいとの話があった。これは年度頭初矢郷会長と共に、是非にと要望した事であり、厚生省当局の好意に感謝すると共に全面的な協力を約し、早期委員会を組織してカリキュラムおよび講師案を作成、翌年2月神奈川県綜合リハビリテーションセンターにおいて実施の運びに至った。われわれは是が非でも成功させて、次年度以降恒例のものにしたいと考え、関川氏と共に泊り込みで運営に協力した。この講習会にあたっては、神奈川のスタッフ全員の協力と、講師を快く引き受けて頂いた方々の協力により成功をおさめたもので、今思い返しても頭の下がる想いである。年度末には、ここ数年途絶えていた全国病院理学療法協会との懇談会を復活して、日本において行われる理学療法の質をたかめるために両協会が協力する事を再確認しあった。日本理学療法士協会の先人が、積み上げ積み重ねて来た輝かしい歴史の一頁に、会員諸氏と力をあわせていくばくか積み増し得た事を幸いに思う。

今日創立十周年を迎えて、教育水準向上と伸びようとする若人の進路保証、常に向上する**PT**を 裏付ける研修制度の 拡充強化等、協会の果たすべき役割は なお一層大きい。 これらの活動をより 活発に行うためには、公的資金の導入も必要となろう。日本の社会にしっかりと理学療法を定着さ せる活動を、そして日本において行われる理学療法に責任をもつ協会になお一層発展する事を祈念 し、今後も微力を尽くしたいと思う。

## 第2回学会の回想

第2回学会長 岩 本 敬

今回第10回学会を迎え、記念行事の一環として、第2回学会の回想をとの依頼があり、想い出すままにつづることに致します。

協会設立後いまだ日も浅い昭和41年9月だったと思いますが、第1回研修会が東大病院で開催されました。その節「第2回は大阪で」との指名を受け、当時会員数の面からいっても当然だったと思い、受けることにしました。

当時私は大阪大学附属病院に勤務していてすでに大阪を中心とした近畿地区で資格取得者による 集談会が行われていたので、これを母体に、中心的役割をしていた浅野君、武富君および西本君等 よき協力者というよりやってくれる会員が多数いたので、彼等を主体に準備に入ったのです。まず 会期は昭和42年6月としました。これは新たに合格された方々が入会に便利で、かつ会員増しで会 の運営が行える点を考えてのことです。ところが昭和42年2月頃になり、大阪大学整形外科の水野 样太郎教授(現川崎医大学長)より「いつまで研修会をやっているのだ、学会にしろ」とのアドバ イスがあり、急遽学会に変更することにしたのですが、時期的にみて演題の募集が困難であり、ま た資金面にも問題が生じたのです。

そこで前者は集談会に出題されたもののなかで補足可能なもの数題を依頼、それに後藤君(今学会長)がたまたまイタリヤより技術交換の外遊からの帰国土産話を願い、遠藤会長および武富君がWCPT総会がシドニーで開催されたのに日本PT協会代表としてオブザーバーで参加帰国直後になるので、この報告会を組み、医師の特別講演と医療機械業者で本会の特別会員として入会している会社の自社製品紹介と質疑応答を加え、一応学会としてのプログラムを編成したのです。

後者の資金面では前記の在阪特別会員会社に集合願い、率直に予算案を提示、援助方を依頼した ところ、全面協力を確約して戴き、河村医療社長が世話役をかって下さって、この面でも比較的ス ムースに話がつき、学会の準備も順調にはかどった次第です。

次に学会としての開会式の祝辞の問題で、水野教授の援助で日本整形外科学会長および日本リハビリテーション学会長の祝辞と後援というタイトルを戴くことが可能となりました。

以上の経過で無事学会を終了した次第です。その間先にも述べた通り大阪士会員がそれぞれの分野で活躍,私の出る必要はなかったです。それは第8回学会を見て戴けばおわかりのことと思います。このように学会は恵まれ過ぎたため,総会の運営面での不手際のため、十分討議が行われないまま時間切れとなり、参加会員の皆様に大変不快の念を与えた点、当時副会長の職にあった私といたしましておわびの申しようもない次第です。以上、想い出すままの拙文で失礼しました。

遺稿

## 緊褌一番

第3回学会長 矢郷 弥 太 郎

昼下りより降り出した久し振りの雨で、一夜明けた今日の都会は、陽射しも強く美しく何もかも 洗い流された感が深い。

明日は成人式として20歳を迎える若者はさぞ胸をふくらませ希望に充ち種々の事を決意して居る 事だろう。もう本年に入ってから半月を経過し一日の早さそして、月の早やさをつくづく感じる。

昭和43年の2日は、元旦にひき続いて好天に恵まれ例年の如く明治神宮へ、道々元旦の瞑想に着した如く、昨年の足跡を考え本年の諸計画を脳裡に画きつつ人の流れに従って境内に入る。参拝者は昨年の倍とかそれはものすごい人の波であった。各人各様、種々の思いを持って参拝し、決意を誓って居るのだろう、小生もその中の一人で、唯、心の安らぎを得た丈だった。帰りは来た道を、ゆっくりした心地で参拝者の晴衣に目をうばわれつつ、早目に帰宅した。下の娘は、陽射しを背に受け乍ら宿題の書き初めに励んで居る。その姿を見て小生も筆を握りたい意欲が湧き、書く決意をしたが課題が思い浮かばず一寸戸惑った。元旦の瞑想、当日参拝祈願から緊褌一番の四字を書初めとした。

何はともあれ、5月の学会を成功させたい一念である。本学会も第3回目を迎え、その事は「石の上にも3年」の諺の如く、我が協会、学会の試金石として基礎確立の大事な年と思う。本協会も会員一同の自覚と協力にて肉体的には成長した様だが、学会の演題発表となると「学会に望む」の100 題説には未だ未だ遠い感がするのである。確かに現在は過渡期のため、学修のあらゆる面に不充分な要素があり、そのため精神的な面は未だ伸びが弱くバランスのとれぬ面が見られるが、然し、本協会に加入して居る病院数から見ると100近くあるので、各病院単位1題とすれば可能な事と思われる。独り行う事は凡そ見当がつき且つ限度がある。それ故各病院にて、学会発表研究課目を定めお互いに協力し合い努力して進めば100題説は夢でなく成ると思う。人間の脳で最終的に発達する大脳皮質を何時迄も若返えらせて置くには、目的を定めてその試練に向ってゆく事と思う。「受身では発達しない」、自分で決意し、考え、修業する事によってこそ、高い知的活動が養われ営まれる様になるのである。私も若輩浅学であるが、学会長という大任を受けた以上その試練に前向きをとり闘う覚悟がある。本学会は、学術、技術面のひずみをなくし、とり残された会員が居らぬ様にするため、研究発表に於いて、格差是正機関の役割りを充分に生じたいと思う次第である。

学会開催も、もう手の届く範囲である。お互いに健康に留意して、その日の再会を楽しみに頑張 りましょう。

## 第3回学会の想い出

#### 第3回学会準備委員長 関 川 博



昭和42年6月16日,大阪大学松下講堂で行われた理事会で,矢郷弥太郎氏が第3回学会長として指名を受け,引き続いて行われる総会で,承認を受ける前に学会準備委員長を私にと,交渉を受けた。当時矢郷氏は学会長としてではなく,むしろ他の要職にとの話しがあったので,彼としては意外といった表情であった。しかし彼は,理事会指名を快く引き受け,学会開催への構想を燃やした。

第1回学会は特別講演のみであり、第2回は会員発表5題で協会の力に見合う形式であった。第3回学会を成功させることによって、PT学

会の社会的評価を高めると共に、未参加のPTを協会に入会を促進させるためにも、協会の力以上の学会を計画し、開催することを目標として準備することになった。

当時会員数は200名をちょっと越す程度であったから、自力で開催するには、学校の教室を借りて行うのが一番良い方法だが、前記の事情からホールを借りることになった。借りたホールは信濃町にある東医健保会館大ホールである。実質的学会として第1回ともいえるので、準備に多くの困難と経験不足からくる不安が常につきまとっていた。幸いにして東大教授津山先生が、矢郷氏に対し物心両面にわたってご指導ご援助の手をさしのべていただいたことである。現在学会で使用されている協会旗も東大整形外科教室寄贈のものであり、先生への感謝は矢郷氏在世中から感謝の言葉として、周囲の人々に伝えられていた。

学会の内容としては、発表演題も会員数の 1/8 である25題を数え、特別講演、特別演題、シンポジウム等多彩をきわめ、多くの方々からご高評を受けた。矢郷氏はまたこの準備について、細かくメモをつけ、記録として残した。この記録は次期学会長に申し送り、有意義な参考資料となった。

これまで理学療法の学会といえば、全国病院理学療法協会が行ってきており、PT協会としての学会があるということを社会に認めさせることになった。このことが日本理学療法士協会の存在と学会の認識を深め得たことは大きく、PT協会発展の礎となった。この学会を契機として以後、学会の開催は年々盛会となり、発表内容も逐次高度なもの、PTとして専門職にふさわしいものが見受けられるようになっていったことは喜ばしいことである。

学会誌についても第3回学会から発行された。全頁82頁であり、タイプ印書によるものではあったが、本協会の記念すべき、第1回の学会誌として歴史に残るものであろう。会員数がわずかで資金的にも非常に困難な時代であっただけに、その喜びは大きかったのである。

## 東奔西走の想い出

#### 第4回日本理学療法士学会長 平 川 教 次



序 文:私が担当いたしましたのは、昭和44年で当時の協会会長は初 代遠藤文雄氏、事務局長田口順子女史でありました。

その田口女史より、今回の記念すべき 10 年史に投稿を、と依頼を受け、驚きと共に光栄身に余る思いであります。

この10年間, それぞれの特色をもって開催されて参りましたが, 私の 担当に付き簡単にふり返って見ることとします。

回 顧:昭和42年全国に先駆け、単独支会第1号として会員9名の兵 庫が産声を上げましたが、翌43年5月25日、遠藤会長より第4回学会を

兵庫でと依頼されましたが、会員わずか9名、準備期間は1年、資金面等で悩みもあり、苦慮の末まず第1号支会の面目もあり、笠井實人医長、松島弘副医長(当時神戸中央市民病院)の全面的協力のお声もあり、実行に自信を持ったが、念のために翌日定期研究発表会後出席者全員に賛否を打診、小人数の利点で意見のまとまりも早く、受諾と決定いたしましたが、今度は小人数の欠点で、覚悟の上とはいえ、東奔西走の毎日が訪れました。

幸いにして一番悩みの種である資金面も、関東地区は遠藤会長と歩き、地元は県庁、市役所を始め、笠井医長、松島副医長、神戸大学沢村講師のご協力で予定額に達する目算が立ちました時は、 すでに開催間近でありました。

また前学会長の故矢郷弥太郎先生の経験談も頂戴いたしましたが、今思えば、たびたびの上京に私の健康をお気遣い下された先輩が、故人となられるとは、懐かしさより淋しさに感無量であります。

5年後の今日,静かに回顧いたしますと,幾多の苦難はありましたが,私はやはり幸せ者であったと思います。ほとんど連日の如く勤務を離れ、東奔西走できましたのも上司のご理解があったこと,よき後輩を得て勤務上の心配がなかったこと,また協会幹部のご厚情,地元では栗井君を中心に全員の協力を得たこと,次に我田引水ですが,計上不可能な出資も多々あり,その都度持ち出す預金に対し,一言の苦情もいわず我慢し通してくれた妻等々,私の終生わすれることのできない想い出であります。

結 語:受諾時9名の兵庫支会が、開催時には23名となりました。これは学会開催の功勲でありましょう。開催責任者として、受諾から残務整理までの苦労を膚で感じた者のみが知る満足感を、前述すべての方々のお力添えにて味わえたことは、この上なき喜びであります。

日進月歩を続ける PT, 協会最大の行事である学会が、名実共に向上の一途をたどり、ここに10 周年を迎えましたことを心底より祝福いたしますと共に、さらに前進発展を願う者であります。

## 第5回日本理学療法士学会の回想

第5回学会長 山 口 二 郎



期日昭和45年9月13日,14日,15日,去る者日々に疎しのたといの如く,第5回日本理学療法士学会は,もう既に5年を経過せんとしております。当時を今,回想して見るに喜びも悲しみもそれほど深く脳裏に残ってはおりません。

第5回学会は、たまたまWCPT世界理学療法連盟第6回国際会議が4月26日~30日までオランダの主都アムステルダムにて開催され、日本代表の一員として出席したため本学会は毎年5月に行われていたけれども、そのような事情にて春の開催をおくらせて頂きました。当時の協会

長であり、また現在も協会長である松村先生も、WCPT総会に日本代表として出席されましたので、本学会を9月13日、14日、15日の3日間に開催することに致しましたわけであります。

何せ不肖山口,第5回学会を引き受けたものの,全国学会となりますと,実際に始まって見ると,東北の片田舎である福島市にとってはちょっと荷が重かったと言うのは,当時福島市内には全国学会を引き受けられるような大会場が無い事がまず一つでした。今なら福島県立文化センター,福島市福祉センター,体育館等と全国学会を誘致できる会場もできましたけれども,当時は福島市飯坂にあります福島市民センター,一つきり有りませんでした。それ以外とすれば、大学の講堂,あるいは温泉旅館の大ホール以外には無かったのです。やはり東北でやるならば、仙台市くらいの都市でないと無理であると言うことを痛感しました。

それでも何とか1年前より手を打って、市民センター全館を借り切る契約をしましたので、開催に踏みきれたのは幸いでした。あの時申込が1週間遅れたら眼科学会福島開催に先手を打たれるところでした。眼科の方ではやむを得ず飯坂温泉の花月旅館大ホールにて開催した次第です。従来東北災害外科学会にしても、飯坂市民センターが借りられない時はやはり旅館の大ホール等でやったわけであります。もしわれわれの学会が眼科と逆になっていたら何を言われたかわからなかったと寒気を催す次第でありました。それでなくとも飯坂と言うイメージのために、温泉場でやったと言うので一部のインテリより糾弾された事が今も思い出されます。また会場が分科会の方が狭くてどうにも仕様がない、PT学会のために特に拡張して貰う訳にも行かず、不備の点は平にご勘弁を願った訳でした。従来第4回までは、いずれも六大都市にて開催され、第5回が急転直下東北の玄関ロ、小都市開催と言う事で容易で無かったところです。

次にやはり何と言っても金が掛る事、これは第5回ばかりの事で無く、いまさら言っても始まらないが、金集めには苦労しました。協会よりの割当金だけでは雀の涙程度でどうにもなりません。

幸い医科歯科大学の野本先生がその方に全面協力してくれたのでともかく上京して、何とかまかなうだけ集まったのが幸でありました。準備委員長の小沼正臣君もこの件ではせっせと、小生の補佐役として働いてくれた事を感謝します。 ただ 不手際が沢山あって、 反省するばかりなりけり。 先ず、本部への連絡が不充分であった事、それでも松村会長が、遙々来てくれて会場まで見てもらったのは助けでありました。沢山の演題が集まりましたが、分科会会場の関係上、折角の発表も申し訳けない件が沢山あったと思います。特別講演は、飯坂温泉リハビリテーション病院長で福島医科大学第二内科教授吉田先生、整形外科教授鈴木良平先生、生理学教授塚原先生、それから遙々御光来載いた荻島博士に改めて感謝の意を表します。

学会最終日9月15日、磐梯吾妻スカイラインの観光を計画しまして参加された方々には喜ばれましたが、一部の会員より学会は飽くまで勉強である、観光とは何事ぞと、お叱りを受けたのには恐縮千万しました。私も、日本整形外科学会の会員であり、その他の学会にも出席していますが、おおよそ最後には観光が付くものであるのが普通のようであります。それなのに何故本会のみ非難するのかは、当時理解に苦しみました。なにせ片田舎での開催であり、不手際は充分反省しております。もし、もう1回行うならば、もっと旨くできるだろうと思いますが、容易でないので、再三引き受けられないのが本音でしょう。

以上のような訳で、「言うは易く行いは難い」というのが本当でしょうね。まあ今私の脳裏を回想するに以上のような事が思い出される次第です。本当に当時は、会長始め役員の諸先生および会員諸兄の皆々様、本当に有難うございました。おほめの言葉を沢山の方々よりお寄せ下された事は有難く肝に銘じました。

以上を持ちまして当時の想い出の一端と致します。

## 第8回日本理学療法士学会の想い出

第8回学会長 浅 野 達 雄



第8回日本理学療法士学会は、第7回九州学会後わずか9カ月の間に 準備しなければならないという厳しい時間制約のもとに、大阪士会の全 員が日頃の多忙にもめげず尽力し、昭和48年4月14~15日大阪大学大講 堂において盛大に開催することができた。その時の感激と喜びは今も忘 れることができない。

演題締め切り日に4題のみ、特別講演に変更するも止むを得ないと考えていた。1カ月後に52演題となる。抄録が規定の用紙に統一されていない、半数は書き直さなければならない、準備委員長や編集委員の苦労

は大変なものであった。出題者は規定を守り申込むべきであると痛切に感じた。

4月14日午前9時大阪学会のスローガン「理学療法士は障害者の心の杖になろう。福祉国家への道は理学療法士の手で」のもとに開会された。全国から参加された多数の会員、52演題が次々と発表されてゆく、汗の結晶である各演題、熱心にメモを取る、質問をする、学会の雰囲気は十二分に盛り上っていった。合間に設けられた Coffee Break は疲れを治し、久し振りの友との親睦の楽しい時間となった。

シンポジウム 「理学療法士の壁」"リハビリテーションの流れの中で"の討論は、荻島秀男先生(東京都養育院附属病院リハビリテーション部長)の見事な名司会によって PT 以外の専門分野からも演者として発表があり、種々問題点を追求し討論された。最後に学会では初めての学会誓言が会員の賛同を得て荻島先生によってなされた。

これからも開催される学会の目的は何か。自分の研究、臨床報告、調査、と歴史の浅い理学療法 士の社会に発表し、討議され、業績の一つとして残して行くことにあると考える。会員の一人一人 が内容の充実した知識と技術を修得し一般社会から認められるよう自覚を持つことにあると思う。 学会に参加し、学会で発表し、自分自身の向上に努力することである。

大阪学会のため行政機関、医学界、賛助会員、本部役員、大阪士会会員の方々にご協力、ご援助 をいただき厚くお礼を申し上げます。

最後に日本理学療法士協会のご発展と向上を祈り学会を開催された方々に感謝すると共に、今後の学会のご成功を祈願する次第であります。

## 10年ひと昔

#### 第10回記念学会長 後 藤 宜 久



手術室に運ばれるストレッチャーの上で、協会の事が走馬燈のように 頭に去来した。再起不能の病いに倒れたノモちゃん(野本氏)、不帰の人 となったヤーさん(矢郷氏)。 古い人間の言いかたでしょうが、二人の ための弔らい学会(?) のつもりで引き受けた学会長であったが、今や 木乃伊取りがミイラになるのではないか、という不安感とあきらめの交 錯した感情を笑気ガスのマスクがスーッと抹殺してしまった。胃潰瘍手 術、胃 2/3 切除。

幸いに術後経過は良好で、自宅に帰って順調に体力は回復していったが、学会場の選定と東京都から助成金を得るための作業訪門等が、のんびり寝ていられなくした。 入院中、不性鬚の名残りにのこした口鬚の青白い顔で、10キロも痩せた体でヒョロヒョロと飛び回らなければならなかった。

しかし今や昭和49年も暮れようとして、学会準備は、準備委員長、細田氏、関川相談役その他役員の努力によって急速に進んだ。会場も第1目標だった国立教育会館に、学会テーマ「理学療法10年の歩み」、特別講演も決まり、シンポジウム、ディスカッションの各出場者の持ち合わせも終わった。経済的見通しも明るくなってきた。

昭和50年,昭和半世紀の記念すべき年は協会創立10周年にあたる。10年一昔というように,PTも言わば曲り角にきたのではないだろうか。私たちは10年間ただひたすらに,ガムシャラに欧米のPT理論技術を吸収してきた。オーソドックスな $ROM_{EX}$ は華麗なファシリテーションテクニックに変身し,理学療法は人間工学的基礎の上に考えねばならなくなった。そしてPTが単なるメジカルな意味だけでなく,社会科学的側面からのアプローチを必要としてきた。ここで第10回学会は,理学療法10年のあゆみを集大成し,また,日本的風土の中に生きている独特の理論技術を発掘吸収し,このひとふしである10年を踏み台として,新たな飛躍を期するモニュメントたらしめようとするのが,本学会の趣旨であり会員としての願いです。

学会場のロビーで会員たちが肩を叩き手を握り旧懐を温め合う光景は、本当に心温まる想いが致します。そして学会はその人たちのものでなければなりません。ここしばらく行われなかった懇親会を、本学会では10周年記念レセプションとしてプログラムの内に加えました。

あの東大看護学校講堂で開かれたささやかな第1回学会に,60数名の全会員が参集した当時を想い浮かべて,今日の盛大な第10回学会を迎えた感激を抑えることができません。

この10年のステップ台から協会がさらに飛躍することを願いつつ。

## 10 年 の 歩 み

#### 昭和40年度

- 6月29日 理学療法,作業療法,衆議院にて成立。
- 8月29日 公布施行。

#### 昭和41年度

- 2月20日 第1回国家試験。
- 7月17日 日本理学療法士協会が誕生。

清瀬リハビリテーション学院で設立総会を開催する。発足時の会員数 110 名, 総会出 席者65名でスタート。

初代会長に遠藤文雄氏を選ぶ。

会員標 (ワッペン) が決まる。

- 8月27日 大阪で集談会ひらく。
- 9月1日 日本理学療法士協会ニュース創刊号が出版される。
- 9月25日 日本作業療法士協会が発足。有資格者全員入会でスタート。
- 10月7日 東大で臨時総会を開催する。
- 10月8日 初めての研修会が同会場にて開かれる。
- 1月19日 設立総会後初めての理事会が日本肢体不自由児協会で開かれる。
- 1月20日 「理学療法と作業療法」創刊号が発行される。

#### 昭和42年度

- 4月17日 WCPT加盟の手続書類一切を本部に発送。
  - 5月13日 遠藤会長,武富理事,会員カンパでメルボルンへ。第5回世界理学療法学会,総会へ オブザーバーとして参加。
  - 5月24日 英国の音楽療法のパイオニア、ミセス・ロブソンが来日。清瀬リハビリテーション学院で特別講義。
  - 6月8日 ルッド・テクニックの創始者, カルフォルニア大学ルッド教授がWCPTメルボルン 大会の帰途来日。

- 6月10日 WCPT実行委員, バルサイナ女史(イスラエル)が来日, 東京地区会員と歓談した。
- 6月14日 アメリカPT協会会員20名が来日、帝国ホテルでなごやかに交歓会を行った。
- 6月16日 第2回日本理学療法士協会総会,阪大講堂で開催される。会長に遠藤文雄氏を再選。
- 6月17,18日 第2回研修会同会場で開催される。特別講演に水野祥太郎阪大教授。
- 8月20日 各地に支部結成の動き。 兵庫県理学療法士会が結成される。
- 9月24日 東大病院にて東京地区集談会が開催される。
- 10月8,9日 第2回研修会、慶応大学附属病院北里講堂で開催される。ファシリテーション・テクニックについて講義と実技が行われた。
- 12月3日 七沢老人リハビリテーション病院で集談会が開催される。
- 2月11日 整肢療護園で第3回集談会が開催される。テーマはCPの治療法について。

#### 昭和43年度

- 5月30日 第3回日本理学療法士協会総会が東京・東医健保会館で開催される。 第1回日本理学療法士学会開催される。初代学会長に東大病院 矢郷弥太郎氏。 全国理事28名により全国理事会が開かれる。
- 6月15日 第1回常任理事会開催される。
- 6月27日 協会三役,厚生省を訪問,理学療法士国家試験合格者名簿の調査協力を依頼。
- 7月1日 役員構成についての人事編成委員会が開催される。
- 7月4日 三役会議で組織編成の原案を検討する。
- 7月13日 第2回常任理事会,来年度学会について検討。
- 8月10日 三役会議開かれる。
- 8月17日 第3回常任理事会開催される。
- 9月7日 三役会議開催される。
- 9月13日 理学療法士,作業療法士の職制確立の要望書を出す。
- 9月18日 第4回常任理事会開催される。
- 10月5日 全国理事会が大阪で開催され地方ブロック制の確立をめざして討議。
- 10月6日 第3回全国研修会が大阪市立大学医学部附属病院で開催され、痛みについての研修を行う。
- 10月15日 理学療法士実態調査を行う。アンケートによる回答率は63.8%。

#### 昭和44年度

6月6日 第4回日本理学療法士協会総会,神戸で開催される。2代目会長に松村 秩氏。

- 6月7,8日 第4回学会,平川教次学会長,準備委員長のもとに兵庫県民会館で開催された。
- 6月29日 第1回理事会開催される。
- 7月2日 松村会長, 関川, 伊藤両副会長が厚生省, 都庁を訪問, 事業報告を行った。
- 8月22日 第2回理事会開催される。
- 10月13日 第3回理事会開催される。
- 10月23日 社団法人として設立総会が東大病院南講堂で開催される。
- 11月1, 2, 3日 第1回理学療法士短期講習会が開催される。

#### 昭和45年度

4月27日~5月2日 第6回WCPTアムステルダム大会に8名が参加。

WCPT参加者:会長・松村秩,副会長・関川博,渉外部長・矢郷弥太郎,理事・山口二郎,理事・江原定吉,大阪士会・山陰信夫,大阪士会・西本東彦,長崎士会・東山敬。

- 6月7日 昭和45年度定期総会が東京教育大学で開催される。
- 7月1日 士会続々誕生。21士会となる。
- 9月13~15日 第5回日本理学療法士学会,福島市立市民センターで開催される。
- 11月1日 理学療法士国家試験委員に,理学療法士が正式メンバーに選考される。松村秩氏,福 屋靖子氏の2名が就任。
- 11月22,23日 第5回全国研修会,開催される。名古屋市立大学附属病院で,ファシリテーション・テクニックを中心に。
- 3月1日 法律137号衆参両院を通過成立、5年を3年に短縮し昭和40年以降の分は廃案。

#### 昭和46年度

- 5月14日 東京都特別養護老人ホームにPT派遣。地域活動への足がかり。
- 6月20~22日 第6回総会学会が、東京上野文化会館で開催される。新会長・野本 卓氏、新副会長・矢郷弥太郎氏、関川 博氏
- 6月20日 第2回日本理学療法士協会代議員会,東京逓信病院附属看護学院で開催される。
- 11月21, 22日 第6回全国研修会が,東京女子医大で開催される。「理学療法におけるリスク管理」をテーマに。
- 11月23日 社団法人化への設立総会開催。
- 1月26日 社団法人日本理学療法士協会,ついに認可される。
- 3月21日 作業療法士協会と連名で、東京都議会に対し、4年制大学の請願書提出する。

#### 昭和47年度

- 6月11日 第1回総会代議員会が、九州リハビリテーション大学校において開催される。
- 6月12,13日 第7回学会,北九州市戸畑文化ホールで開催。
- 7月30~8月1日, 8月6・7日 第1回現職講習会,三愛会伊藤病院で開催される。「治療計画の作成」のテーマで。
- 9月1日 協会員, 1,000名を突破, 1,005名となる。
- 10月8,9日 第7回研修会,岡山市岡山衛生会館で開催。「リウマチ」をテーマに 400 名が参加。

#### 昭和48年度

- 4月14日 総会代議員会議が行われる。 新会長に矢郷弥太郎氏選出。
  - 4月15日 第8回学会,大阪で盛会に開催される。700名が参集。 協会会費年間4,000円となる。
  - 6月 在職者調整等の早期実施を厚生省,人事院に陳情。
- 6月27, 28, 29日 「ICUにおけるPTの役割」と題して東京女子医大において現職講習会が 開かれた。
  - 8月12日 全国理事会,東大にて開催される。
  - 8月26,27,28日 現職講習会,都立養育院講堂で開かれる。「治療計画の作成」をテーマに定 員20名の少数による教育が行われた。
  - 9月12日 協会会長、矢郷弥太郎氏が胃癌のため逝去された。
  - 10月12日 PT国家試験,特例による受験最後となる。官報による通達。
  - 10月25日 機関誌「臨床理学療法」創刊号発刊される。
  - 2月20日 厚生省医務局主催、PT協会協賛の短期研修会、片マヒについて神奈川総合リハビリテーションセンター七沢病院にて開催される。

#### 昭和49年度

- 5月11日 第3回定期総会開催。会長に松村氏就任。
- 5月12日 名古屋で第9回学会が行われる。750名が参加。
- 6月19日 日本の正式加盟なる。モントリオールWCPT総会において日本の正式加盟が承認された。WCPT加盟国は35カ国となった。
- 7月30日~8月3日 現職講習会に34名の受講者,大阪で開かれる。

- 10月25, 26日 現職講習会, 鳥取士会で開かれる。
- 11月20日 日本医療技術者団体連絡協議会が発足。 松村会長,鈴木副会長が出席。
- 1月20日~2月15日 PT, OT長期教員講習会が厚生省主催で開かれる。国立東京第2病院に 40名が参加。
- 2月22日 全国理事会,東京で開催。
- 3月11日~13日 現職教育講習会,義足を中心として都立補装具研究所で開催される。

#### 二 各年度の動向 二

## 昭和41年度の動向

昭和40年6月、 PT・OT法案可決。翌年7月協会の設立、創業第1期に入った

#### 日本理学療法士協会設立について

昭和41年7月17日午前10時半より東京、清瀬のリハビリテーション学院において、日本理学療法 士協会の設立総会ならびに発会式が盛大に行われ、ここに念願の日本理学療法士協会の発足を見る に至った。

この日のために、関東地区の理学療法士有志を中心に設立準備委員会が何度も持たれ、各理学療法士に入会を呼びかけていたが、会場受付での入会申込書届をみるまでは、会員が果たして何名になるのか見当もつかず、設立準備委員の気を揉ませたが、この設立総会のために北は北海道より南は九州、熊本まで全国から会員が出席、会員65名の集まりであった。その他、文書による入会希望と総会委任状を加えると、今年度国家試験合格者 183 名中 110 名となり、この日までに過半数の正式入会者を迎えての力強い設立総会が開かれたのである。

設立総会と発会式の抱き合わせで、時間的に余裕がなく充分な討論ができなかったが、これから の活動の基盤となる日本理学療法士協会定款ならびに細則は原案可決された。

なお、午後 0 時半からは清瀬リハビリテーション学院長、砂原茂一氏をはじめ、WHO派遣、日本政府顧問、R. P. T. ナッシュ女史ら多数の来賓列席のもとに発足祝賀会に移ったが、この日の設立総会のために阪大・水野祥太郎教授、小池文英療護園長はじめ、多数の祝辞、メッセージ、祝雷が寄せられ、会員も終始なごやかな雰囲気のうちに午後 2 時閉会した。

#### 初代会長には遠藤文雄氏――設立当時の役員構成

7月17日に行われた設立総会で会長、副会長が選ばれた。その後に引き続く理事会においても会長推薦により理事も決定し、スムースな出足でスタートしたが、当時のメンバーは次のとおりである。

会 長 遠藤 文雄(神奈川老人センター七沢リハビリ病院)

副会長 保田 良彦(整肢療護園) 岩本 敬(阪大整形リハビリテーション部)

庶務部 宮腰 正雄(関東労災病院) 山崎 忠(リハビリテーション学院)

田口 順子(国立療養所東京病院) 大角喜代子(東大病院機能訓練室)

財務部 岡安 利夫(公立昭和病院) 渡辺 京子(虎の門病院)

国外部 田口 順子(国立療養所東京病院) 山崎 忠(リハビリテーション学院)

国内部 山口 二郎(福島医大病院) 浅野 達雄(阪大病院)

遠藤 芳郎(日本体育協会)

学術部 松沢 博(神奈川老人センター七沢リハビリ病院)

駒沢 治夫(東大病院) 荻原新八郎(群馬榛名荘病院)

浜島 良知(東北労災病院) 武富 由雄(阪大病院)

赤坂 潤(青梅市立病院) 神林 直一(新潟労災病院)

編集部 保坂 昭二 (伊豆韮山病院) 大内 二男 (神奈川ゆうかり園)

渡辺 昭二 (関東労災病院)

広報部 山崎 勉(東京女子医大) 大塚 欣壮(札幌整肢学院)

谷岡 淳(虎の門病院) 細川 忠義(九州労災病院)

監 査 江原 定吉(東京女子医大) 田原 澄彦(伊豆韮山病院)

#### 第1回研修会の開催

初年度は研修会が10月8,9日の両日にわたって開催された。その後の学会として発展していった第1回のものである。その後、この研修会は1日目を通算第1回目の学会とすることとなったものである。

#### 研修テーマ

「PT部門の管理と運営について」

講義および討論 講師 佐々間穰爾先生

「治療器具機械に関する正しい取扱いについて」シンポジウム

温熱:東大担当, 電気:学院担当, 車椅子:労災療護園担当, 器械業者参加

座長 佐々間穰爾先生

「片麻痺のリハビリテーション」その純医学的な面と合併症

講師 上田 敏先生

「治療訓練ならびにその評価の仕方について」片麻痺を中心にして

講師 WHO顧問 ナッシュ先生,リドレー先生。

通訳 上田 敏先生

#### 日本作業療法士協会の発足(9月25日に設立)

作業療法の点数化、作業療法士の社会的地位の向上、世界OT連盟加盟を当面の目標に発足するOT協会は、少数ながら入会率100%の参加者を得て、共に良きリハビリテーションチームのメンバーとして、わが協会と積極的に協力してゆくことになった。なお、既成団体である日本精神科オ

キュペイショナルセラピー協会の存在意義を高く評価し、その中から多くのOT資格者の誕生を願い、将来同協会と協調しながら発展させていく方針であり、初代会長には、清瀬リハビリテーション学院の鈴木明子女史が選ばれた。

#### 「理学療法と作業療法」創刊について

かねてより、東京本郷医学書院において、所沢課長、芳賀、上田両医師を中心に、本会から遠藤 会長はじめ、編集委員、OT代表もまじえて協会誌発行について協議していたが、次のような事項 を申し合わせ発刊された。

季刊 年4回発行。

OT, PT共通誌とする。

発行部数 1,500 部, 定価 300 円程度。

内容は一般入門的要素も加え読者層の拡大を計るが専門的な記事に重点をおく。

準機関誌として発刊する。

編集委員メンバー構成

 編集委員長
 国立東京病院長 砂原 茂一

 編集委員 医師 東 京 大 学 上田 敏 整 肢 療 護 園 高橋 勇

 PT 東 京 大 学 駒沢 治夫東京女子医大 山崎 勉 関東労災病院 渡辺 昭二

#### 第1回臨時総会報告

- 1. 開会の辞 岩本 敬(阪大病院)
- 2. 会長挨拶 遠藤 文雄(神奈川七沢病院)
- 3. 議長選出 池田 政隆(東京逓信病院)

西本 東彦(大阪市立大病院)

4. 書記任命 荻原新八郎(群馬榛名荘病院)

大角嘉代子 (東大病院)

5. 署名人任命 末吉 稔(国立横須賀病院)

及川 徵(校正病院)

10月7日,臨時総会が東大好仁会ビルで開かれ,設立総会以来おあずけになっていた諸問題など活発な討議が重ねられた。想像以上に地方からの出席が多く,当日新たに加入した会員も20名に至った。会員数もようやく120台に入った。なお当日の出席は委任状も合わせて87名であった。

当時26だったWCPT加盟国のうち、アジアではインドだけが加盟していたが、日本がアジアにおけるリーダーシップをとるためにも今年の日本の加盟を控え、5月にメルボルンで開かれるWCPTの総会にオブザーバーを送る事になった。会員によるカンパが決まり1口500円、1口以上と決定した。また社団法人の認可を受けることが加盟の絶対条件ではなく、厚生省や医学会などの証明書があれば良いことが分かり、英文と邦文で発送。

協会誌の会員購読は義務づけられ、1月創刊号の会員販売価格280円のうち半額は協会が負担。 広報部、谷岡淳氏渡米のための理事補充の人選は会長、副会長に委任された。

その他会員標佩用のデモンストレーションがあった。 PTとしての自覚を深めるためにも啓蒙のためにも佩用を望むこととなる。

#### 地方の動き

日本理学療法士協会設立と同時に地方における活動も出てきたが、本部に入った報告によれば、 次のようなものであった。

#### 近畿PT集談会

日 時 昭和41年11月12日(土)午後3時~6時

会 場 大阪労災病院会議室

テーマ 「脊損」

司 会 PT坂本(大阪労災病院)

- 1. 東京衛材出題の「ユニボン」 商品の説明ののち、討論、宿題として女性用ユニボンの試作と大阪労災と国立大阪での試作。
- 2. 脊損に対する訓練法を P T 安井君 (星ヶ丘病院) が発表, 討論。
- 3. 協会の東京研修会報告

これは研修会に参加したPTがそれぞれ分担報告ののち討論。

全国理学療法協会近畿支部よりの申し入れにより、パンフレットにして発行することにした。 参加者は、有資格者33名中22名(OT1名を含む)で、今回は症例報告は1例として、日本PT 協会主催の研修会内容を参加者分担して報告、討論を主にした。

P T 資格を得た自信というものは実に貴重なものであることが、この集談会の開催により、よく感じられた。すなわち、発言一つにしても発言したことのない人、また発言内容にしても相当充実したものになってきた。今後、回を増すごとに良い会となることの確信を得た。

#### 北海道地区

---北海道整肢学園 大塚欣壮 P T の便り----

今冬の北海道は、例年に比べ雪はやや多く、寒さも厳しさを加えてきました。私たちの仕事も厳

しい反省と前進が要請されておりますが、諸兄姉ご健闘のことと存じます。

地区だよりを書けとのことですが、北海道は他県に比べ地域が広大なうえ、私自身の幼稚さからほとんど横のつながりを持ちませんので、地区だよりらしいことが書けませんが、お許し下さい。

日本リハビリテーション医学会主催の北海道PT・OT講習会は、北海道肢体不自由リハビリテーション学会と北海道小児まひ財団の強力なバックアップを得て、去る4月30日から7月23日まで開催され、PTコース80名、OTコース40名は非常な熱心さでした。昭和38年9月に設立された「北海道肢体不自由リハビリテーション学会」と改名し、1月29日に第6回学会を開催します。なお、この学会は設立当初から医学関係者ばかりでなく、教育・心理学・体育・職業指導・福祉行政などの各界からも参加しており、事務局は札幌整肢学院から札幌医大に移し、会員は約300名です。PT・OT部門の拡充された病院は、美唄労災、登別厚生年金、洞爺教会、札幌医大などですが、近い将来には札幌整肢学院の移設拡張や小児まひ財団の重度肢不児療育施設の新設(旭川)が取り沙汰されており、函館整肢学園は去る4月に開設されました。ともあれ、第2回POT国試の多数合格を願うとともに、誰れかが当協会の純粋な性格とやらは、あさましい気兼ね、意地張りや、愚劣な理念のからまりとは別の次元にあってほしいと思うのですが如何。

#### 東北地区

#### ——福島医科大学附属病院 山口二郎 P T の報告から——

年改まりここに1967年新春を迎えました。会員諸兄益々健在にてリハビリテーション医学向上のため専心されていることと信ずる次第であります。さて東北の動きとでも言いましょうか、ここに紙上をかりて紹介するほどのないことが多少残念に思います。

遺憾せん東北6県下に散在する理学療法士は合わせて目下のところ10名という現状ですので、何か計画をたてるとしてもかなり制限をうけます。ようやく、日本理学療法士協会も地についたところですので、東北も今年は必ず全会員誌君に集まっていただく機会を計画中です。この事に関し、たびたび東北労災病院リハビリテーション部の浜島良知理事とも打ち合わせております。特に東北労災病院においては、リハビリテーション部の拡張に伴いOT部門が開設され、浜島、山上両PTが目下その方にも大活躍している現況です。

なお、わが福島医科大学においても、飯坂分院の温泉を利用したリハビリテーション部の大拡充計画に入り、われわれPT部は多忙をきわめることと思考する次第です。山田、須藤、兼田の三理学療法士がそれぞれ実力を発揮しています。秋田県においては大平療育園照井PTが孤軍奮闘し、山形県においては木村PTがこれも大いに頑張って肢体不自由児療育に実力を発揮、福島医大より郡山療育園に転出している安田PTも療育に全力を挙げて頑張っております。

事務局報告

第1回 8月3日

臨時総会ならびに研修会の件

第2回 9月4日

臨時総会, 研修会準備, 各部活動報告, 事業計画, 予算案検討

第3回 9月29日

臨時総会ならびに研修会準備

第4回 10月21日

臨時総会に対する反省,事業計画検討,理学療法,作業療法雑誌発刊の件,WCPT加盟に関する件

第5回 11月20日

WCPTメルボルン大会派遣カンパの件

第6回 1月19日

メルボルン大会派遣カンパの件、来年度総会ならびに研修会の件

第7回 3月29日

メルボルン大会派遣の件, 総会準備について

第8回 4月23日

メルボルン大会参加の件、総会開催、WCPT加盟の件。

第9回 6月2日

総会議題,会計報告,会費値上げ,新入会員勧誘について,リハビリ審議会に会員編入要請の 件,研修会の件

#### 第5回世界PT大会(メルボルン)へ初の日本代表が参加

WCPT本部より本協会国際渉外部を通じて、メルボルンで開かれる第5回世界PT大会に是非日本代表をオブザーバーとして送るよう要請があり、2名の初参加が可能となった。

10月行われた第1回総会で日本代表派遣とそれに伴う資金カンパが決定し、理事会では早速メルボルン大会派遣資金カンパ委員会を設置し、運動をすすめ、会員はじめ当時の賛助会員の支援により、遠藤会長、武富理事がメルボルンへ出発できた。

#### 日本加盟問題,WCPT 実行委員会で提案される

本協会国際渉外部より発送した加盟手続き確かに受け取った旨, 5月2日WCPT=ールソン事務局長より返信があった。それによると,加盟手続き書類としては完備していること,4年に一度開かれる世界PT実行委員会で早速,日本加盟問題を討議事項として提案すること,しかし実行委員会で日本加盟を決定しても,規約により本協会設立1年後の当年7月15日付でなければ加盟は正

式に認可されないこと等を報告してきた。遠藤会長、武富理事もこの実行委員会にオブザーバーと して出席した。日本代表がたとえオブザーバーという形で派遣されたとはいえ、その後の日本加盟 に大いに有利であった。

#### 当協会理学療法士団体として公認される

第4回日本リハビリテーション医学会が、5月27、28日の両日にわたって盛大に開催されたが、同時に行われた医学会役員会で、われわれの日本理学療法士協会を理学療法士のみによって構成されている唯一の団体であることを日本リハビリテーション医学会として認めることが決定された。また、日本整形外科リハビリテーション委員会においても日本理学療法士協会を理学療法士団体として認める旨、申し合わせ事項として決定された。

## 昭和42年度の動向

理学療法作業療法誌創刊号発行される。メルボルン大 会へ総力をあげて会員カンパ日本代表を送りだした年

#### 第2回日本理学療法士協会総会開かる

#### ---会長に遠藤氏を再選---

6月16日大阪大学松下講堂で第2回日本理学療法士協会総会が開かれた。新入会員も参加して 100名をこす出席であった。

まず地元の浅野理事の開会宣言に続いて、各方面からのメッセージ朗読があり、議長に関東から 若月氏を、関西から森内氏を選出し討議に入った。総会の内容は次のようなものであった。

#### 経過報告

#### 監査

初年度会計としては少ない財政で苦しかったと思う。帳簿, 書類一切を詳細にわたって監査した結果, 異常なし(江原監事)

メルボルン大会報告 遠藤会長

メルボルン派遣資金調達報告 後藤理事,岩本副会長

会則変更に関する件 保田副会長

(議決)

○会長任期を2年に延長する件、副会長を総会推せんとするところを会長推せんとする。 入会金ならびに会費値上げの件 野本理事 (議決)

○入会金

現行 2,000 円を 3,000 円に

○年間会費

現行 2,000 円を 3,000 円に

- ○予算案審議 野本理事
  - (承認)
- ○役員

会 長 遠藤 文雄

副会長 岩本 敬 江原 定吉

監 事 保田 良彦 田原 澄彦

ひきつづいて第2回学会が岩本学会長, 山野久和準備委員長のもとに開催された。

#### 42年度の役員

会 長 遠藤 文雄(七沢病院)

副 会 長 江原 定吉(東京女子医大) 岩本 敬(阪大病院)

事務局長 田口 順子(清瀬リハビリ学院)

常任理事 田口 順子(清瀬リハビリ学院) 楠 和佐子(リハビリ学院)

野本 卓(東京医科歯科大) 駒沢 治夫(東大病院)

浜島 良知(東北労災) 細田 多穂(東京医科歯科大)

関川 博(警察病院)

山口 二郎(福島医科大)

池田 政降(東京逓信病院)

宮腰 正雄(関東労災)

後藤 宜雄(東大病院)

矢郷弥太郎 (東大病院)

遠藤 芳郎(日本体育協会)

大内 二郎(神奈川ゆうかり園)

庶務部 部長 楠 和佐子

大角嘉代子(東大病院) 篠原 英二(国鉄中央病院)

財務部 部長 野本 卓

本巣 昌弘(山王病院)

渡辺 一雄(山口済生会病院)

出版部 部長 渡辺 昭二(関東労災病院)

翻訳 伊藤 二郎 (東大病院)

栗原 延子(東大病院)

赤坂 潤(青梅市立病院)

広報 松沢 博 (七沢病院) 細田 多穂

武富 由雄(阪大病院)

学術部 部長 駒沢 治夫

山崎 勉(東京女子医大)

浜島 良知

細田 多穂

堀 利光(整肢療護園)

長谷川 元(関東労災病院)

伊藤 二郎(東大病院)

鈴木 貞夫(慶応病院)

涉 外 部 部長 関川 博

企画調査部 部長 江原 定吉

池田 政隆 宮腰 正雄 後藤 宜久 矢郷弥太郎

小池 信雄(慶応病院) 遠藤 芳郎 大内 二男

査 保田 良彦(整肢療護園) 田原 澄彦(韮山温泉病院)

会則審議委員会

池田 政隆 後藤 宜雄

関川 博 宮腰 正雄

中島 妙子

昭和42年日本理学療法学会長 矢郷 弥太郎

## 会誌編集委員

池田 政隆 保田 良彦

駒沢 治夫

論説委員 保田 良彦 岩本 敬

山口 二郎 池田 政隆

浜島 良知 細川 忠義

野本 卓 田口 順子

## 地方理事

北海道 秋元 久実(厚生登別整形外科病院) 大塚 欣荘(札幌整肢学院)

東 北 山口 二郎 浜島 良知

新 潟 神林 直二(新潟労災)

山 梨 窪田 準(石和温泉病院)

中 部 加藤 英一(岐阜大病院) 野田 好延(名古屋第一赤十字病院)

中 国 高橋 長(中国労災)

四 国 松本 隆之(ひかり整肢学園)

九 州 細川 忠義(長尾病院) 井戸 朝徳(熊本労災)

野口 和雄(霧島労災)

大 阪 浅野 達雄(阪大病院) 宮風 隆夫(京大病院)

山野 久和(阪大病院)

長 野 伊藤 求(鹿教湯温泉病院)

兵 庫 平川 教次(神戸中央市民病院)

## 各地に支部結成の動き

## ----兵庫県理学療法士会が一番乗り----

各地に支部を置くことは協会設立2年目に検討の段階に入ったが、すでに関西、東北ブロックでは活動に入っているが、先ず兵庫県理学療法士会の結成報告が届いた。県単位の支部結成はこれがはじめてであり、本部でもこのような支部のあり方を大いに検討し、具体的な方針を近く理事会で決定の上、各地方理事に指示することとなった。

○兵庫県理学療法士会メンバー

会 長 平川 教次

副会長 今西 吉一

庶 務 古賀 友弥

学 術 秋田 敏勝

会 計 畠中 哲子

なお, 兵庫県下のPT合格者は15名で, 全員日本理学療法士協会の会員であった。

## 社団法人の申請

## ----具体化すすむ会則審議委員会で-----

## これまでのいきさつ

昨年,日本理学療法士協会結成に当たり準備委員会が組織された当時から,当協会を社団法人として出発させるかどうか検討されていたが,もともと理学療法士協会発足の動機として,すでに加盟申請手続きの終わった世界理学療法士連盟より,WHO日本政府顧問であったコニーネ女史を通じて,日本理学療法士協会の結成を急ぐことを進言されていた。近い将来WCPT加盟を前提として協会が結成されるなら,当然その条件に合ったものでなければならない。その条件は理学療法士のみの組織であることや教育機関の調査報告など12項目にわたるものであったが,その一つに協会は日本政府より認められた団体でなければならないという条文があった。

早速、いかにしたら認可されるのか、当時準備委員会であった保田、遠藤、田口ら5名のメンバーが厚生省医務局に出向いたところ、グループ的な任意団体では認めようがないこと、正式には社団法人以外には手がないこと、厚生省としては法人格の申請が本省に廻されてくれば、いつでも受理する態度であることなどが確認された。したがって準備委員会としては、その後当然社団法人格の方向で、小林治人協会後援者(リハビリテーション副学院長)の指導のもとに、毎週会合を開き、定款が作文されたのである。そしてその後の設立総会で全文可決されたのである。

しかし、その後のWCPTからの通知により社団法人という形でなくともよい。政府の認めた医学会会長が理学療法士の団体を証明しさえすれば任意団体でもよろしい。英国はじめデンマーク等任意団体であるが何も問題はないということであった。

これなら誠に簡単で当協会の支援団体である日本リハビリテーション学会の会長、砂原茂一先生の証明書を頂いたわけである。

したがって、設立当初から社団法人申請が世界理学療法連盟加入ということであった以上、自然 にこの活動は失われ、定款も総会のたびに随所が改正され、可決されてきたのである。

昭和42年5月,大阪で開かれた第2回定期総会で評議制度を設けてはという意見が提案され,理事会で検討する旨,会長が答弁,その後の理事会で,この問題が討議されるに当たって定款が検討された。

新たに会則審議委員会が設けられ、協会を長い目で見た時、何千、何万と会員を抱えた場合、協

会の格付を明らかにしておいた方が、会員に混乱を与えなくてすむという点から、再三討議された 結果、法人格にする方針ありという意見にまとまり、会則審議委員会の手に社団法人の申請の方向 で、再検討を委ねられることになったのである。

## 都民の日,保田良彦氏表彰さる

## ---理学療法士としてはじめて---

10月1日,都民の日には東京都が各方面で功労のあった者を表彰するが,本協会顧問をしている保田良彦氏(整肢療護園)は,多年にわたり終始一貫職務に精励すると共に,常に工夫を怠らず能率の向上に努め,あるいはとかく人目につかない業務に精励して,後進の指導育成に献身するなど他の模範であると勤労精励の表彰を受けられた。理学療法士としては全国でも初めての受賞であった。

## 第2回研修会開く

協会設立時の昭和41年度ならびに翌年の42年度はまだ学会開催にいたらず、全国研修会の形で学 会の前身が開催されている。

第2回研修会は10月, 8,9日の2日間,東京慶応大学北里講堂で行われ,約100名の会員が集まった。

第1日は,東大病院,上田敏先生によるフェイ,ノット,ボバース,ブルンストローム,ルッド 55 人の促通法先駆者の理論,原理,テクニックについてのべられた。実技については特にルッド とノットのテクニックについて清瀬リハビリテーション学院,田口順子氏が行った。 2日目は紫愛 育園,丸山博先生による「中枢神経系の反射と生理」について講義があり,次いで神奈川ゆうかり 園,大内二男氏が実技を行った。

## 各地集談会の動き

## 第8回近畿PT·OT集談会

昭和42年12月3日 大阪大学病院恵済団講堂 司会者 武富由雄

## 1. 河村医療器KK展示と説明

ハバードタンクの清潔を保つ濾過装置と排水の位置の選定、斜面台の高さを自在にかえる方法、フレームを容易に固定するアクセサリーと軽いもの etc. 論議され使う立場に立って器具を考え希

望を述べた。技術面の説明がまだ不十分であったが、今後 PTと医療器業者間相互の研究と協力で 秀れた医療器具を考案する必要があろう。

#### 特別講演

## 1. 腰痛について

大阪大学整形外科講師, 小野哲郎先生

どのような腰痛患者に気をつけてPTをするべきか? 各々の疾病についての病因と症状を知り、マニプレーション、体操その他目的に適応するよう技術面に注意と限界を知ることなど、腰痛の診断と治療について特別講演があった。

1. 歩行不能を訴えた患者の1症例

大阪 住友病院 佐藤 了

内科的に、整形外科的にみても歩行が可能である患者であっても何らかの精神的問題によって歩行不能を訴えた患者のPTの症例報告があった。心理面でのリハビリテーションアプローチが必要であろう。

1. 先天性胸部奇形の理学療法の1症例

大阪大学病院 井上 三郎

稀な先天性胸部奇形の肋骨切断術後、奇異呼吸をなくすこと、腹式呼吸から胸式呼吸へ変える。 背柱の側彎の矯正を促すなどの理学療法の症例報告があった。肺活量の増大が認められ肺機能は改 善され、日常生活の活動範囲が拡げられた etc. の発表があった。

阪大の Dr. 小野, 京大の Dr. 笹川の諸先生からわれわれ PTに数々の質問と意見, 指導を受けた。

## 愛知, 岐阜, 三重県下地方研究会

第1回研究会を左記のとおり行った。

昭和43年1月21日

名古屋市立大学病院

特別演題 末梢神経損害

名古屋市大 山路助教授

#### 一般演題

1. 上肢筋力テストの問題点 古川良三, 荒田征爾, 伊藤浦安

2. 下肢筋力テストの問題点 中島鈴夫,渡辺 巧

3. 顔面筋力テストの問題点 加藤 栄一

4. 電気変性反応について 野田 好延

5. 時間と強さ曲線について 野々垣嘉男

#### 第3回関東地区集談会

昭和43年2月20日

東京医科歯科大学 脳性マヒの理学療法について

1. CPのPT概論

整肢園 保田良彦

2. CPの評価

ゆうかり 大内二男

3. PTの手技

ひばり 片寄章三

## 第2回愛知・岐阜・三重県下地方研究会

昭和43年3月24日

名古屋市立大病院理学療法部

末梢神経損傷の症例検討会

- 1. 当部において取り扱ったギランバレー氏症候群3例について 名古屋市立大学付属病院 中島鈴夫
- 2. 圧迫損傷と思われる腓骨神経損傷1例 岐阜市民病院 渡辺 功
- 3. 末梢顔面神経損傷の1例 岐阜医科大学付属病院 加藤栄一
- 4. 上腕骨顆骨骨折による尺骨神経損傷の1例 名古屋市立大学付属病院 野々垣嘉男

## 兵庫県理学療法士会

2月27日,大阪大手前整肢学園医務部長の村上白士先生を迎え,アメリカにおけるリハビリテー ションの実態、特に切断、義肢、装具について講演を賜った。村上先生は2年間アメリカにおいて リハビリテーションの研究をされてこのほど帰国された方である。

3月12日,会員研究会として,頸椎捻挫(ムチ打ち症)に対する治療法について平川教次会員が 発表を行った。

## 関東地区集談会

4月20日、関東労災病院担当で下半身麻痺患者の取り扱い方についての集談会を行った。 会員発表は次のとおりであった。

国立箱根療養所 新藤信子 関東労災病院 宮腰正雄

## 昭和43年度の動向

会員数 285 名にもかかわらず学会らしい学会を公的ホールでひらく。日本整形外科学会長・佐藤孝三氏、日本リハ医学会長・小池文英氏の出席とメッセージで協会が公的に認められた年

## 第3回総会開催

設立以来3年目を迎えた日本理学療法士協会は、5月30日より3日間、総会ならびに学会を開催 し、今後の活動方針に活発な討議を行った。

第3回日本理学療法士協会

昭和43年5月30日 東京健保会館二階ホール

- 1. 司会者 篠原 英二
- 2. 開会のことば 副会長 江原定吉
- 3. 会長挨拶
- 4. 定足数報告
- 5. 議長団 窪内 準, 小沼正臣
- 6. 書記任命 伊藤直栄,加藤栄昭,柳沼百江
- 7. 議事録署命人 渡辺 洋,稲井田秀雄
- 8. 報告ならびに議事
  - ①42年度事業報告 事務局長 田口順子 協会ニュース第12号掲載どおりの報告を行った。
  - ②42年度決算報告 財務部長 野本 卓 協会ニュース第12号を参照し詳細に説明した。
  - ③42年度監査報告 監査 保田良彦,田原澄彦
  - ④議事
    - イ. 会費値上げの件

昨年来より準機関誌「理学療法と作業療法」が年4回発行より隔月の6回発行となったため会費値上げやむなきに至った。会費値上げ500円の内訳は、準機関誌242円(会員は2割引き)郵送費65円の2回分、計614円に回される。会費500円の値上げでも、準機関誌増刊に伴い協会からなおも114円の負担を捻出するようになる。

(承認)満場一致で会費値上げを承認

ロ、次期研究会の件

別項通知通り大阪, 浅野達雄氏が説明

ハ. 次期大会開催の件

44年度大会地は神戸市に決定。45年度大会地は福島市に決定。

ニ、役員補選の件

副会長、江原氏病気による役職脱退に伴う補選として、後任に宮腰正雄氏を満場一致で 承認。

ホ. 学術資料収集の件

学術部で目下資料文献を集めているが全国会員の協力を得て数多くの文献を収録したい ので協力をお願いしたい。

へ、抄録など出版実費の件

予算の許すかぎり会員には無料で配りたいが、出版物の量に問題がある。予算オーバーの分は、会員の一部負担をお願いしたい。

- ト PTに2等級格付を
- チ. 給与体系の確立
- リ、PT・OTの待遇改善
- ヌ、PT・OTの給与調査

以上4件に関して一括討議,今後は具体策を検討するという結論。

- ル. 国内PT, OT交流の振興。今後の仕事として運動を進める。
- オ、マスコミ利用で協会の宣伝を、今後の運動としてすすめる。
- ワ PTの制服制定について (否認)制定の必要なし
- カ、下部組織強化の具対策

まだ会員の調査が不充分であるが,組織委員会を設け具体的なブロック編成を検討し, 地方と中央の連絡を盛んにしたい。

ョ、保険点数の確立

数年前から日本理学療法士協会,リハビリテーション医学会,全国病院理学療法協会などで働きかけてきた。

昨年9月,日本整形外科学会よりOTの項目も含めて9項目の申請がなされた。9項目中三つ目の(温熱療法)鉱泥浴,パラフィン使用のみ,水治療法,機械療法が認められたことは一歩前進であると思われる。しかし、今後の問題として一つ一つの治療について、その裏付け資料を集めてそれに関する原価計算をして、現在の不備をついていくべきである。

これを中央医療協議会,厚生省にもっていけば,点数の是正は可能であると言われている。協会の中に保険対策委員会をつくって専門的に検討していきたい。

(承認) 今後の運動のすすめかたを執行部に一認。

タ. 業務独占の確立

現時点では P T は名称独占であり、業務独占ではない。われわれの医療行為は、医師の指示下にある。この問題は昭和46年以降の問題である。

(未決) この件に関しては今後の研究に待ち、活動方針については一任。

レ. リハビリテーション学院の大学昇格運動,執行部としても会員の意見を聞きたいので取り上げた。昭和41年に1期生が卒業して以来,PT教育の指導ということが問題になってきた。大学卒でないためいろいろな問題が出てきている。薬科大学のカリキュラムをはるかに上回っているのに,給与の面でも人事院では高卒何年としかとらない。法律を改正して大学に昇格すべきであり,九州リハビリテーション大学校,高知リハビリテーション学院など皆4年制に文部省管轄の中で推しすすめなければならない。

(承認) 今後の協会方針については執行部一任。

- 9. 43年度事業計画 会長 遠藤文雄 本年度は次のとおりの事業を行う。
  - ①学術振興に関する件。

研究会年1回,学会年1回。教育機関の関連,緊密化を計る。地方ブロック制を学術的にまとめる。日本リハビリテーション医学会などと学術的交流を計る。

②地方ブロック組織化に関する件

組織委員会を作り地方の実績に合った組織を編成する。

③職域の改善

専門職の確立、会員の労働条件と待遇向上。

④調査研究に関する件

保険点数問題。給与などの実態調査。

⑤広報活動

PT・OT誌の充実をはかる。協会ニュースの定期的発刊。

⑥出版活動

会員名簿の作製。学術に関する出版。PT用語集の作製。

- ⑦社会法人化に関する継続審議を行う。
- ⑧国際交流の振興を計る。
- 10. 43年度予算審議 財務局長 野本 卓 協会ニュース第12号掲載通り詳細を説明。 (承認) 43年度予算を承認。
- 11. 閉会の辞 副会長 岩本 敬

## 第3回全国理事会

第3回全国理事会が、総会開催に先立ち5月30日9時より東医健保会館で開かれた。全国より28名の理事が出席したが、総会提出議題の承認を得、今後の方針について討議を行った。

## 第3回学会成功裡に終る

5月30日開かれた総会にひきつづいて,翌31日第3回学会が矢郷弥太郎学会長,関川博準備委員長のもとに盛大に開催された。日本整形外科学会長佐藤孝三先生,日本リハビリテーション医学会長小池文英先生はじめ,多数の来賓も出席,会場は連日会員であふれ,熱心な研究発表が行われ,充実した学会であった。

## 理学療法士、作業療法士の職制確立を要望

理学療法士地位向上の一環として「職制確立」の要望書を9月13日各関係団体に発送した。日本 整形外科学会、日本リハビリテーション医学会も既に要望書を提出した。

## 理学療法士・作業療法士の職制確立に関する要望書

昭和40年,理学療法士および作業療法士が制定され,これにもとづく国家試験も3回を数え,合格率十数パーセントの難関を突破した理学療法士および作業療法士は,新しい日本のリハビリテーション医学界においてめざましい活躍を続けておりますが,今もって職制が確立されておらず,全く不安な状態でそれぞれの業務についているのが現状です。

## 要望事項

理学療法士および作業療法士は厳格な国家試験により資格を取得した国際的レベルの専門職者であるにもかかわらず、従来のあんま、マッサージ師と混同されている傾向にあります。

理学療法,作業療法は厳正な医学的な,社会的論理と倫理性にもとづき,医師の指示により行われる医療行為であり、上記職種と同一視することは許されることではありません。日本の国土に正しく,理学療法,作業療法が発展するためにも,一日も早く職制の確立を要望致します。

#### 理由

リハビリテーション医学の進歩、発展に伴い、それだけ診断、治療面での高度な学問的内容が要求されることになります。目下私達は、それぞれ、全国的な学会、研修会等をはじめとし、数々の勉強会を通じ、より良い患者へのサービスを計るべく努力しておりますが、待偶の方は理学療法士・作業療法士審議委員会で認められ、看護婦と同等の教育期間でありながら職制はそれ以下であります。

これでは、意欲を低下させられることは明らかであります。一方これらの理学療法士・作業療法士になろうとしている若い志望者にとっては失望の至りでありましょう。このような現状では、健全なリハビリテーション医学の向上は望めません。これが対策として速やかに職制を確立し、専門職としての自覚と誇りを持って業務に精励出来ることこそ私達の願いであり、今後わが国のリハビリテーション医学を推進するに不可欠なものと考え、右の通り要望致します。

昭和43年9月13日

日本理学療法士協会会長 遠藤文雄 日本作業療法士協会会長 鈴木明子

## 理学療法士、作業療法士職制確立に関する要望書

理学療法士,作業療法士法が制定され、これにもとづく国家試験も3回をかぞえ、わが国にも、 待望の理学療法士ならびに作業療法士が誕生し、医学会その他の期待を一身に受けながらそれぞれ の施設において業務を担当していますが、今もって職制が確立しておらず、現段階では従来のマッ サージ師と同等に格付けされている状態であります。

そこで各施設における彼等の業務内容,業務状態その他について検討した結果つぎの見解に達しましたので,これを明らかにして適切な対策をとられるよう関係各方面の考慮を要望するものであります。

#### 要望事項

理学療法士ならびに作業療法士は厳格な国家試験により資格を取得したもので、国際水準からみてもいささかの遜色もありません。もとより従来のマッサージ師その他とは同一視することは許されず、これら業務をなお一層充実したものとするためにも、職制確立が強く要望されるもので、これにつき考慮いただきたいと思います。

## 理 由

理学療法士および作業療法士法が制定されてより、各施設におけるこれら技術者の需要が必然的 に多くなるとともに、その技術的内容においても在来のものとは比較にならぬ程高度なものが要求 されており、それだけ責任も重く、重要視されております。

しかるに現時点における彼等の待望をみますと、名称制限のみで全く従来のマッサージ師と変わることなく、これでは高度な技術による治療面の向上ならびに、これら技術を推進する実技理論の研究に対する意欲を低下させることは明らかであります。

このような状態はまた、今後リハビリテーション技術者(理学療法士・作業療法士)をめざす志 望者達にも悪影響を及ぼし、わが国リハビリテーションの隆盛化をそこなうことになりましょう。

これこそ本法制度の趣旨とは全く相反する結果をもたらすものであります。

これが対策としてすみやかに職制を確立し専門職としての自覚と誇りをもって業務に精励させる ことこそ立法の趣旨にそうものであり、今後わが国リハビリテーション医学の発展と国際的な貢献 を期待する上にもまさに必要不可欠のことと考えます。

上記の通り要望致します。

昭和43年7月

日本整形外科学会会長 佐藤孝三日本リハビリテーション医学会会長 相沢豊三

## 地方ブロック制の確立をめざして

## ---10月5日大阪全国理事会より---

県単位ブロック制により地方組織の強化、本部との交流を計ろうとする努力がなされているが、 各地の当時の声は次のようなものであった。

## ▶新 潟

山形の要望もあり2県でやっていきたい。人数が少ないので現在のところ、県単位では無理だ。

## ▶愛知, 岐阜, 三重

無資格者等を含め30~40名で3県合同の研究会その他をしている。県単位はまだ無理だ。

## ▶福 島

1ブロックを作る程の人数もいないし、東北全域を1ブロックにするには広すぎる。青森ではリハビリテーションチームとして研修会を行っているようだ。将来各県単位ブロックの上に東北単位のブロックを作りたい。

## ▶大 阪

近畿地区(奈良,京都,大阪,滋賀,三重,兵庫,和歌山)としてブロックを作り活動している。年4回集談会の予定,さらに各県で勉強会を行っている。集談会記録誌も1号出された。会員が増加し会場に苦慮している。各回1業者を会費制で紹待,宣伝をしてもらう。予算面で赤字はない。

## ▶岡 山

岡山大を中心に毎水曜日抄読会を,2週間ごとに無資格者を含む勉強会を行っている。四国の会員は岡山へ来るようになっている。島根は医師を含み,鳥取と一緒にしている。

## 地方研修会

#### 東海地方研究会

第5回研究会が9月15日,名古屋市立大病院で開催された。 電気検査の理論と実習で筋電図,神経幹電導速度,強さ時間曲線をテーマに行われた。

## 新潟・山形地区の集談会

第3回「新潟地区(新潟県、山形県)OT・PT集談会」を11月16・17日と泊まり込みで開催し、ほとんど全会員が出席し盛会であった。

内容は「P.N.Fパターン」と「交通災害」によるムチ打ち症についての理学療法を行った。

## 東海支部結成

理学療法士東海ブロックでは、1月12日岐阜華陽ホテルにて総会を行った。総会で決議されました事を報告する。

- (A) 本会を日本理学療法士協会東海支部とする。
- (B) 日本理学療法士協会東海支部会則草案および作成
- (C) 役員選出

会 長 河村 東一(名古屋鉄道病院)

副 会 長 伊藤 安浦(岐阜県立下呂温泉病院)

加藤 栄一(岐阜大学病院)

学術部長 野々垣嘉男(名古屋市立大学病院)

庶務部長(兼)会計部長 中島 鈴夫(名古屋市立大学病院)

(D) その他本年度の運営計画等

日本理学療法士協会東海地方では第7回研修会を行った。

2月23日 名古屋市立大学病院

講演 進行性筋ジストロフィー 名古屋市立大教授 山路兼生先生

その他、今年度第一次国家試験受験者を囲む座談会を行った。

## 兵庫県理学療法士会研究会

2月4日・先天性筋性斜頸の治療の頭位矯正装具 平川教次

過去10年間で1,000 例に対し、マッサージ、徒手矯正を中心に治療を行い治癒した例、手術例の %を出し、そのうち特に一昨年より行った上記パラフィン湿布に10年間度々改良し、現在使用している頭位矯正装具の説明を行う。

- 2月18日 関節リウマチについて 古賀友弥
- 3月4日 頸椎捻挫の治療法について 吉田 登
- 3月18日 腰痛体操の原理 栗井照遠
- 4月以後は学会準備のため中断。

## 第3回愛知・岐阜・三重県下地方研究会

当研究会グループでは次のような会を行った。

5月13日 県立下呂温泉病院

講演 CVAの疫学問題,分類による臨床について 名大医学部 安藤先生

研究発表 会員 中島鈴夫氏, 古川良三氏, 伊藤浦安氏

研究発表後,講師,安藤先生を囲んで,C.V.A.のリハビリテーションおよび 今後の問題について討論を行った。

## 第5回東海地方研究会開く

東海地方研究会(愛知,岐阜,三重)では次のとおり第5回目の研究会を開いた。 6月30日 名古屋市立大付属病院

- 1. 特別演題 骨折のリハビリテーション 名古屋市立大 山路兼生助教授
- 2. 当理学療法部で取り扱った骨折における合併症 名古屋市大 野々垣嘉男
- 3. 前腕骨骨折に伴った深指屈筋損傷の1例 愛北病院 鶴見 猛 前腕骨骨折で尺骨神経損傷と診断され筋力テストによって深指屈筋損傷であった例
- 4. 老人の大腿骨頸部骨折で良好に社会復帰した例
- 5. 早期より機能訓練を開始した大腿幹部骨折の1例 名古屋市大 中島鈴夫

## 医療職の給与改善を厚相、人事院総裁に要望

医療対策の前進を公約している園田厚生大臣は、7月12日人事院総裁をたずね「医療職公務員の給与改善について」強く要望した。公務員医師の平均給与は民間より大幅に劣っており、低水準また看護婦は出産のための休職制度がなく、出産するためには退職しなければならないなど不合理な面が多い。このため厚生大臣は「人の生命をあずかる医療職公務員の給与体系は、その他の公務員の給与体系と別個に考えるべきである」という基本線で要望事項を提出した。その中には医師、助産婦、看護婦、薬剤師、X線技師、衛生検査技師、栄養士等技術職員の給与改善は含まれているが理学療法士、作業療法士に対する要望事項は何ら提出されておらず、当協会としても本年度活動方針にはっきりPT待遇改善を打ち出しているだけに、今後の協会の具体的な活動が望まれる。厚生省ではPTの実態が判らぬといっており、当協会としてもPT実態調査は急務を要し、こうした資料を裏付けに早急に各方面へPT自身の改善について働きかける必要がある。

## 昭和44年度の動向

各地方の集談会,研修会が活潑となる。本部で実態調査を行う,回収率63.8%。身分 制度確立の足がかりをつかんだ年。学会に神戸市からはじめて助成金35万円が出る。

## 松村新会長誕生

第4回総会(6月6日)が神戸において山崎忠氏の司会で開かれ、43年度事業報告、決算報告、 ならびに会計監査報告が行われ、続いて44年度事業計画が本部提案ならびに会員提案のもとに審議 可決され、44年度予算も承認された。続いて役員選出が谷岡選挙管理委員長のもとに行われ、本部 推せんの会長候補松村氏,監事候補保田,池田両氏が満場一致で選出された。副会長2名も松村新 会長の推せんする関川、伊藤両氏が引き続き選出された。常任理事、地方理事の役員選出も総会で 会長・副会長に一任され無事終了した。

## 昭和44年度役員構成

常任理事 矢郷弥太郎(東大病院)

野本 卓(東医歯大病院)

吉田 文彦(関東労災病院)

脇屋 直人(東京逓信病院)

山口 二郎(福島医大)

地方理事 山内 孝彦(北海道)

江原 定吉(関東)

武富 由雄(近畿)

島田 智明(九州)

会 長 松村 秩(リハ学院)

副 会 長 関川 博(警察病院)

伊藤 直栄(浴風園)

事務局長 山崎 忠

財務部長 伊藤 直栄

涉外部長 矢郷弥太郎 (東大病院)

海外涉外部長 田口 順子

福屋 靖子(東大病院)

鈴木 達司(東教育大附属盲学校)

利光 (整肢療護園) 堀

田口 順子 (清瀬リハビリテーション学院)

山崎 忠(清瀬リハビリテーション学院) 鈴木 貞夫 (慶応病院)

山野 久和(阪大病院)

浜島 良和(東北)

野々垣嘉男(中部)

森 一正(中国)

学術部長 谷岡 淳(虎ノ門病院)

調査部長 駒沢 治夫(東大病院)

会計部長 加藤 栄昭(村山療養所)

広報部長 細田 多穂(東医歯大)

庶務部長 入江 昭子(清瀬リハビリテーション学院)

監 事 保田 良彦(日本肢体不自由協会)

池田 政隆(東京逓信病院)

## 社団法人日本理学療法士協会設立総会

協会発足以来の念願であった社団法人化の問題は、新執行部が誕生して以来、特に精力的に取り組んできた事業である。会長以下3役と矢郷渉外部長とであたってきたのであるが、特に関川副会長と矢郷渉外部長両氏は、実に30回前後、厚生省を訪門し医務局医事課、総務課を中心に担当専門官と定款について協議してきた。その後、社団法人日本理学療法士協会定款の作成を終了した時点で10月23日に東大病院南講堂にて社団法人の設立総会を開催し、定款審議を行った。

法人格をもつことによって、協会は一段とはっきりしたかたちで日本の医療社会の中に存在する こととなった。

## 第 4 回 学 会

6月7,8日の2日間にわたって神戸市の兵庫県民会館にて一般演題31,共同演題4,合計35の 演題が会員によって発表された。また特別講演6を加えての学会で出席者500名をこえる盛会で、 また神戸市が学会助成金として35万円の援助を行った。

## 士会結成準備委員長次々に誕生

社団法人設立総会を契機として各地区での士会結成の準備段階に入り、本部に報告のあった地区 は次のとおりである。

- ○新潟県 新潟労災病院 神林 進(山形県の一部も含む)
- ○山形県 県立ゆきわり整肢学園 木村荘兵衛
- ○埼玉県 小川赤十字病院 渡辺 一雄
- ○岩手県 県立遠野病院 早川 博
- 〇千葉県 千葉労災 五島 稔
- ○栃木県 県済生会特別養護老人ホーム 片岡 誠
- 〇山梨県 石和温泉病院 窪田 準

- ○静岡県 静岡労災病院 西村 岩雄
- ○和歌山県 県立医科大病院 春谷 誠一
- 〇岡山県 岡山労災病院 森 一正
- ○徳島県 県立盲学校 八木 徳夫
- ○香川県 県立ひかり整肢学園 松本 隆之
- 〇島根県 玉造整形外科病院 森 一雄

## 新たな士会誕生

○宮城士会事務所

仙台市荒巻字台の原中13 東北労災病院理学診療科内 電話43-5351 会長 山上弘義(東北労災),庶務会計 阿部徳子(東北労災)

○鹿児島士会事務所

鹿児島市下伊敷町666 県立整肢園 遠藤 禮達

○静岡士会事務所

浜松市将監町200 静岡労災病院理学診療科 会長 西村 岩男, 庶務部長 中村 雅子, 会計部長 村岡トシ子

## 第1回理学療法士短期講習会

11月1日より3日間,主催、清瀬リハビリテーション学院、協賛、日本理学療法士協会のもとで 清瀬リハビリテーション学院で開かれた。全国より50名が参加、講義は一切英語で行われ、WHO 顧問、バーバラ・ナッシュ先生の神経筋系促通法の理論と実際について行われ、講義内容の一部は 日本語に飜訳されテキストとして使われた。WHO の援助をうけて続けてきた外人理学療法部長 も、この年の12月で任期がきれ、後任には松村秩氏が着任した。

## 第6回 WCPT 大会アムステルダムで開催

昭和45年 4 月27日より 5 月 2 日までの 1 週間にわたって、オランダ、アムステルダムで開かれた学会ならびに総会には、世界各国より 1,500 名の P T が参加し、参加国は40 カ国におよんだ。

日本からは松村会長以下7名の会員が出席した。今回のWCPT加盟申請国の批准に日本も可決されるのではないかという希望的観測もあったが、結局、特例条項の終了した時点でということになり、日本加盟は4年後のメルボルン大会を待つこととなった。

## 昭和45年度の動向

アムステルダムWCPT大会に日本代表参加。加盟条件を阻害した特例試験延長反対運動に全力投球。アムステルダムでは特例期限切れの段階で自動的加盟を認めるという約束のとりつけに成功

## 昭和45年度「定期総会」ならびに第1回代議員会開催

6月7日東京教育大学で盛会に開催され、全国21士会より代議員が出席した。

執行部が、2年目に入り、初期計画の事業達成期を迎え、継続事業が多くなった年度であった。 また各士会よりの提出議題もそれぞれ活発に審議された。決議事項主なものは次のとおりであった。

- 1. 44年度決算(承認)
- 2. 44年度事業報告(承認)
- 3. 45年度予算案(承認)
- 4. 45年度事業計画(承認)
- 5. 事務局を移転する
- 6. 次期学会を福岡県とする。
- 7. 保険点数に関しては渉外部・調査部共同で推進する。

## 士会の動き

#### 士会だより

## ▶北海道理学療法士会

第2回総会および第1回研修会を5月31日,北大付属病院で行った。総会に続き、午後より特別 講演「痙性まひの整形外科的治療」を、札幌新川病院副院長の高橋二郎先生を講師に迎えて行った。また一般演題とディスカッションを、札幌整肢学院大塚欣荘先生を座長として行った。

## ▶青森理学療法士会

昭和44年12月25日に会報を創刊発行した。

▶栃木理学療法士会では

士会規約を作成した。

## ▶徳島理学療法士会

昭和45年度事業計画として、下記事項を発表した。

- 1. 4月24日 会員名簿発行
- 2. 5月10日 役員会
- 3. 5月11日 士会結成挨拶状発送
- 4. 6月21日 第2回総会会員名簿追加発行
- 5. 7月11日 理学療法講習会(講師)松村秩先生
- 6. 11月8日 会員による研修会

## ▶兵庫理学療法士会

総会および研究発表会を、4月5日神戸大学病院にて行った。総会に引き続き午後より一般演題、特別講演「肢体不自由児のリハビリテーション・システムについて」を、兵庫県立整肢のじぎ く園の坂田政泰先生が、講演を行った。

## ▶徳島理学療法士会

第2回総会を6月21日徳島県立盲学校リハ科機能訓練室において開催した。

#### ▶近畿士会

集談会会誌第3号が発行され、士会活動は盛んであり、名称も和歌山・京都の独立により、大阪 士会と改称した。

新年度会長は山野会長から武富由雄氏にバトンタッチされた。

#### 士会結成続々、21士会となる

士会結成の動きは昭和45年に入って続々と結成され、21士会の結成を見た。

北海道・青森・西奥羽・宮城・福島・栃木・東京・神奈川・石川・静岡・東海・大阪・京都・兵庫・和歌山・島根・岡山・香川・徳島・福岡・鹿児島である。

#### 士会活発に活動開始

各士会では、学術部を中心に、計画を立案、次のように事務局に連絡があった。

#### ▶徳島士会

7月11・12日の両日、県立盲学校において理学療法講習会を行った。協会会長、松村秩先生を講師として「PNFとRIP (主としてテクニック)について」をテーマに、士会会員、その他 100 名近くが参加した。

#### ▶兵庫士会

7月11日・兵庫県リハビリテーションセンターにおいて、特別講演会を開催した。東大中診リハセンター上田 敏先生により「PNFの理論と神経生理学」。高知リハビリ学院 PT部長 アイズマン女史により、「PNFの実技と応用」が講演された。

#### ▶青森士会

PT研究会月間例会を次のとおり行った。7月25,26日, 於国立療養所 松ヶ丘保養園,テーマ 「脳卒中」。8月30日,於あすなろ学園(参加者30名)。9月19,20日,於青森労災病院(30名)。10 月例会は松村協会長を招いて「運動療法の原理」の講演が、松ケ丘保養園において行われた。また 翌11日には,士会今年度最大の行事である第1回理学療法臨床経験発表会が,参加者52名で県福祉 会館で行われた。

## ▶東海士会

第14回研修会は、6月28日、名古屋大学病院で、「脊損機能訓練」をテーマに行われ、30名が参 加した。第15回研修会は、8月2日、岐阜県立下呂温泉病院において行われた。「多発性関節リウ マチ」をテーマに、会員多数が参加し、盛会であった。また、第16回研修会は、10月4日、名古屋 市大病院で行った。RAのA.D.L表の検討をテーマに、参加者20名であった。

第1回例会を玉造整形外科病院において行った「腰痛」をテーマに参加者7名,なお今後の方針 として月1回の定例会および勉強会を行うことにした。10月3日, 玉造整形外科病院で勉強会を開 催した。テーマは「ブルンストロームの体系によるファシリテーション」。

## ▶京都士会

学術研究会を7月25日,京大病院,8月22日,第一日赤病院で行った。また,8月27日には会員 4名で京都府,京都市関係部局に士会結成の挨拶を行った。月例研究会を,9月26日,向日ケ丘養 護学校で施設見学と併せて行った。参加者は21名で,脳性マヒについて研究発表があった。10月24 日は大津市民病院で参加者18名で行われ、同病院理学療法科山本良雄医師による「脊損のリハビリ テーション」の講演があった。

## ▶東京士会

会員からアンケートを取り、検討の結果次のように決定して実行することになった。

- 1. 研修会を開催して、全員が参加できるようなテーマを選択して行う。
- 2. 同好会形式で、いくつかのサークルを作り、そこで一つのテーマをしぼり、勉強していく。 以上の基本方針の下に研修会は8月29日に「異常歩行」と題し「一般的に見られる異常歩行」 「義足での異常歩行の分析」のことについて開催した。

①義肢同好会,②運動学同好会,③神経生理学同好会,④循環器疾患同好会,⑤脳性マヒ同好会 とに分け、それぞれ幹事を決めて発足した。

## ▶大阪士会

本年度より近畿士会を改称し,新生大阪士会として活躍することになり,次のような 計 画 の 下 に、講習会形式としてプログラムを編成、毎月最終日曜日に開催する。第2回研修会を9月27日、 日本医学技術学校において開催した。身体運動学、電動義手、錐体路と錐体外路、義足義手の構造 等について行った。

#### ▶石川士会

9月6日,石川整肢学園において研修会を開催した。

## ▶神奈川士会

第1回研修会を10月18日,横浜市立大学医学部臨床講堂で開催した。横浜市立大リハビリテーション科部長大川嗣雄先生が講師で「臨床面から見た脳の生理」を講演された。

# 理学療法士国家試験委員に 松村会長・福屋理事就任決定

かねて関係当局に対し、当協会では要望書を提出し、PT国家試験委員にPTが参加すべきであるとの趣旨を申し出ていたが、当協会会長松村秩氏ならびに理事の福屋靖子氏が就任した。

## 第5回日本理学療法士学会,盛会裡に終わる

第5回日本理学療法士学会は都合によって9月13,14,15日の3日間,福島市・福島市民センターで開催された。開会には福島県知事,同市長,福島医師会長,福島大学学長,作業療法士協会長らの出席の下に開かれた。

また本年度は演題数が多く、分科会会場を設定し質問も活発をきわめた。また特別講演は吉田赳夫教授、塚原進教授、鈴木良平教授、リハビリテーション医、荻島秀男博士の4題が錦上花を添えた。

参加者は北は北海道、南は九州まで全国から PT 400 名の参加をみ、 PT以外の各方面の方々が 約 600 名、上下合わせて 1,000 席は両日とも常に満席であった。発表演題は52題である。

## 昭和46年度の動向

47年1月、社団法人として認可される。野本会長、日本医師会に保険点数改正の実現に一役買う。現職講習会制度の確立、パラメディカル9団体との話し合いはじまる

## 第6回総会・学会開催

第6回総会・学会が6月20日より3日間東京で開催された。役員選出と、第1・第2会場に分かれての学会発表で、会員の多数参加を迎えての盛会であった。

前年度事業,決算,監事報告に始まり,議事内容では,①会費,会誌代値上げの件,②入会金半額の件,③仮事務局の移転の件,④全国病院理学療法協会との協調の件,⑤学会細則,⑥定款改正に関する件,⑦士会と本部との業務分担の明確化の件,⑧PTの免許に関する件,⑨学会研修会に関する件,⑩PT身分法に関する件,⑪PT・OT誌に関する件,⑫保険点数に関する件,⑬の身障害者基本法に対する本協会の態度,などが討議され承認された。46年度事業計画,予算案,次回学会が発表された。

新役員:会 長 野本 卓

副 会 長 矢郷弥太郎, 関川 博

監 事 後藤宜久,山口二郎,西村岩男

理 事 藤原孝之,野村博行,一柳勝治,赤坂 潤,堀 利光,細田多穂,石滝敏郎 遠藤文雄,福屋靖子,駒沢治男,伊藤直栄,香川幸次郎

地方理事 (北海道)山内孝彦, (東北)清水宏一, (関東)鈴木達司, (近畿)武富 由雄, (中国)梅田晃昌, (四国)八木徳夫, (九州)宮本重範

事務局長 関川 博

財務部長 斎藤章二

涉外部長 矢郷弥太郎

国際部長 松村 秩

学術部長 山崎 勉

調査部長 望月圭一

広報部長 星 虎夫

庶務部長 岡安正夫

会則審議委員長 鈴木正彦

## 教育委員長 鈴木達司

参加者は、会員376名、会員外140名の出席を得、盛大に開催された。

## 士会ニュース

## ▶北海道士会

片マヒのファシリテーションの映画上映,ディスカッションを行う。参加35名。第3回研修会を 開催し,特別講演,研究発表と「神経生理学的訓練法」の映画上映,参加30名。

## ▶青森士会

膝関節について機能解剖,装具,肢位と歩行の異常についての研究発表。第2回研修会開催;筋電図・脊椎の装具についての講演。講習会開催;「異常歩行と装具」と「運動療法の筋力強化」について。第3回研修会開催;ボバーステクニックの理論と実際について,参加60名。研究会開催;「DMP症例研究」「SMON病について」「失調症の症例研究」と数多くの研修会を持った。

## ▶宮城士会

士会ニュース第2号発行

## ▶栃木士会

新会長選出。研修会開催;松村秩先生による「ファシリテーション入門」, その他 2 題, 参加29 名。

## ▶東京士会

第1回研修会開催;「PTを行っていく上でのリスク管理」土肥豊先生の講演,参加50名。第2回研修会開催;「レントゲンの見方」,参加35名。第4回研修会;参加30名。

## ▶東海士会

第21回研修会開催;「肩関節機能解剖」と「正常歩行」,参加25名。第22回研修会開催;「肘関節機能解剖」と「股義足について」。第23回研修会開催;「ブルンストローム評価」と「反射について」,参加30名。第24回研修会開催「AK義足」「CPにおけるリハビリテーションについて」。第2回東海士会地方学会開催;特別講演は,鈴木信二先生の「SIDカーブ」,兼松英夫先生の「心疾患のリハビリテーション」,参加者60名。

## ▶京都士会

第2回総会および特別講演開催;「Functional long leg brace」について村田英夫先生の講演,参加25名。月例研究会開催;医学英語,股関節における運動学等。日曜研究会開催;メニスクス損傷後のPT,カップ形成術後のPT,田中清介先生の特別講演「股関節症の整形外科治療―特にカップ形成術について」。9月研修会開催;医学英語臨床運動学,術後訓練の問題について。参加22名。10月日曜研究会開催;片マヒ特集「失語症とその言語治療について」浜中淑彦先生の特別講演。参加24名。研究会開催;「水沼温熱療法医学英語」「肩関節の運動学」「大腿骨下端骨折の早期歩行」。1月研究会開催;「電気治療医学英語」「軀幹の運動学」「BK義足の症例研究報告」等。

## ▶兵庫士会

特別講演開催;平方義信先生の「片マヒについて」の講演。

## ▶静岡士会

第4回研修会開催; 靴型装具について, 参加40名。

#### ▶岡山十会

ファシリテーションテクニックの実技指導開催。参加117名。

## ▶大阪士会

新入会 P Tの歓迎会を行う。第12回研修会開催。

## ▶広島士会

第1回例会開催;「肩関節の解剖と運動学」,参加15名。第2回例会開催;「ブルンストロームの回復段階とその背景」,参加21名。特別研修会開催;和才嘉昭RPTの「運動療法の原理」をテーマに。参加87名。研修会開催;「片マヒの異常歩行」「PXF」,参加65名。12月例会開催自由討論会。広島県理学療法特別研修会開催;「義肢装具」をテーマに,参加56名。2月例会開催;テーマは「肩関節について」

## ▶徳島士会

役員会・総会・講習会開催;義肢をテーマに参加87名。第1回研修会開催;「膝関節における拘縮に対する徒手関節形成術」,参加15名。第2回研修会開催;「片マヒの異常歩行に対する装具の考察」「反張膝に対する装具の考察」,参加11名。

#### ▶高知士会

**PNF**研修会開催; ミッシェルアイズマン講師による講義とデモンストレーション。参加84名。 研修会開催; 片マヒと運動学を研修討議。**PNF**のテクニックについて研修会開催。

## ▶千葉士会

8月7日,千葉士会発足。

## ▶長崎士会

懇親会および研修会を開催、田島直也先生の「イギリスの脊髄損傷について」をテーマに。

## ▶愛媛士会

特別研修会開催;明石謙先生の「異常歩行と装具」がテーマ。参加65名。第2回勉強会・研修会開催;「ムチ打ち損傷」

## ▶熊本士会

5月に士会結成,第1回研修会・第2回研修会開催。

## ▶長崎士会

県内老人ホームのPT指導。

#### ▶山口士会

9月5日発足。

## 研修会関係

## 全国労災病院研修会

9月26日,東京日傷会館において,津山直一先生の「末梢神経損傷」荻島秀夫先生の「頭部外傷のリハビリテーション」池田由子先生の「身体障害者における心理的側面」。

## 46年度研修会

11月21・22日,東京女子医大附属病院大講堂において開催された。テーマを「リスク管理」とし研修会長を鈴木達司氏。講師に、土肥先生(七沢病院)、大井先生(東京女子医大)、上田先生(東大)、奈良勲先生(伊藤病院)を迎え記録的多数の会員を得た。

## 理事会報告

8月18日,東京医科歯科大学 P T 室で,20名の出席を得て行われ,会長発言で「全国病院協会とは協調はするが,合併はしない」この点について決議され,理事会において承認可決された。

保険点数改正について、中央社会保険医療協議会で審議されるため、要望書ならびに希望点数を 添えて日本医師会に提出した。日本医師会側の考慮の下に、リハビリ点数が余りにも低いという点 を正し、その後にリハビリの評価をしてもらうということになった。

10月20日, 東京医科歯科大学で17名, 委任状8名の出席を得, 理事会を行う

## 議事内容としては

- ①法人化問題に関する件
- ②日本作業療法士協会と協議会を持つことに決定。パラメディカルスタッフとの協議会を持ち共 通の問題点を解明していくことを承認
- ③全国病院理学療法協会と次の点で協調することに承認
  - 1. 相互理解に関する件
  - 2. 学校(PT養成)教育問題
  - 3. 会員相互の学術技術向上
  - 4. 社会保険に関する件。

以上4点について話し合いを進め、両協会が団結とか合併とかでは取り上げないこととする。

- ④東京都老人ホーム派遣に関する件。
  - ○医療についてはチェックをしていく。
- ○11月11日派遣PTの研修会開催。
- ⑤賛助会費に関する件。

業者から広告料その他について予算化してほしいと要望。

⑥委員会委員長承認

現場教育委員長 奈良 勲 保険制度委員長 矢郷弥太郎

⑦神奈川県において設立準備中のPT養成校に対し、本協会から要望すること。

「4年制大学として発足することを要望しもし出来なければ短期大学としての制度とすること」

## 診療報酬 (健保点数) の改正について

中央社会医療協議会は、8月5日~9月14日まで7回にわたり総会を開催し、診療報酬体系の適正化問題、診療側要求の値上げ要求を審議して来、診療、支援間で話し合いに移行した。役員のたゆまぬ説得にかかった結果、引上げ幅13.7%の公益案を一部手直しして合意に達し、2月1日実施することになった。2倍近くはね上り、水中機能訓練にては3倍になった。リハビリテーション医療における理学療法を樹立、適正な評価とその位置づけを確立し、かつそれにふさわしい特別診療を設定しなくてはならないと各種の資料を調査検討し前向きに取り組む方向へ……。

## 公益法人日本理学療法士協会ついに認可

公益法人として、社団法人化を厚生省に申請してあったが、1月26日付をもって、本協会に社団 法人の認可が下りた。民法に規定してあるごとく、権利能力を持つ団体であり、営利を目的とせ ず、積極的に公益を目的とする団体として活動し、国家からは、種々の規制を受け、したがって内 部的組織が堅実となり、法人事務の管理運営は厳格に行われるため団体の生命は長くなり組織が強 固になる。

## 昭和47年度の動向

## 協会運営資金の確保に努力。賛助会員制度できる。特例試験が3年延長となる

- 6月12,13日,北九州戸畑文化ホールにおいて総会ならびに学会が開かれる。公益法人に認可されて初めての学会総会であり、また学会評議員会制度も設けられた。
  - 9月1日でついに会員数が1,000名に達した。これは免許修得者全体の73%に相当する。

## 士会名称の統一

社団法人日本理学療法士協会〇〇士会の名称を用いるよう統一、本部の承認をうけた後、使用する方向へ。個人と本部といった形が失われ、本部と士会という形体が備ってきた。

## PT保険点数に厚生省の統一見解でる

厚生省保険局では「理学療法点数加算は1人1日1回を限度として加算を認める」という原則で 今後処理することが決められた。

#### 大学制度化委員会、衆参両院に請願書を提出

大学制度化委員会では積極的に制度化をすすめ衆参両院に対し「理学療法士および作業療法士の 国家試験受験資格における法律改正に関する請願書」を提出した。

## 第7回研修会

「リウマチ」をテーマに、10月8、9日の両日、岡山市岡山衛生会館において200名の会員、200名の会員外、計400名の受講者が集まり、岡山大学のリウマチ専門家を中心とする講演者の講義に研修成果をあげた。

#### 野本協会長 仆る

46年度よりひきつづいて協会長として大任を果たしていた野本卓氏は、12月11日、東京医科歯科 大学にて勤務中、心筋硬塞で倒れ直ちに入院したが意識不明となり一時は危篤状態に陥ったがその 後、回復、生命はとりとめたが退職後、自宅にひきこもっている。会長は矢郷弥太郎氏が代行した。

#### 新士会誕生

10月23日, 会員 4 名で富山士会が発足した。10月29日, 会員18名で鳥取士会が発足した。

## 昭和48年度の動向

国の予算ではじめて PTのための講習会が七沢リハビリテーション病院で開催された年。片マヒのリハビリテーションについて全員合宿で取り組む。協会運営の基本姿勢ようやく整った年

## 新会長に矢郷弥太郎氏

第2回総会代議員会は4月14日 大阪行岡学院において行われ、かつてなき多くの会員が出席し 真剣に議事事項が討議された

会長に矢郷弥太郎氏,副会長に鈴木正彦氏が選出され関川博氏も再選された。48年度総会の特色 は改選役職者の定員を上まわり全部選挙によって決定されたことである。

## 第8回学会で宣言を採沢

総会終了後、阪大松下講堂で学会長、浅野達雄氏のもとに第8回学会が行われた。本学会の特色は特別講演をとりやめ、シンポジウム「理学療法士のカベ」と題し討論をたたかわしたことで、シンポジウムの終りに宣言を採沢した。採沢文は次のとおりである。

- 1. PT協会として全国の地域差をなくすよう会員再教育のシステムを確立すること。
- 2. PTの将来を考え、後輩を育てる教師の養成対策に真剣にとりくむ。
- 3. 患者の立場の上にたった社会活動を通じて PTの声をまず居住地域の行政に反映すべく努力する。それには地域が本部と密接に連絡を保つ
- 4. 会員各自が身障者の心の杖となり福祉国家への道は理学療法士によりという自覚を培う。

## 48年度新役員の顔ぶれ

会 長 矢郷弥太郎

副 会 長 鈴木 正彦 関川 博

常任理事 奈良 勲 山崎 勉

松沢 博 星 虎男

望月 圭一 細田 多穂

駒沢 治夫 田口 順子

堀 利光 田村美枝子

遠藤 文雄 伊東 元

地方理事 北海道 福田 修

浅見 敏克 東北

中部 野々垣嘉男

後藤 宜久 関東

関 西 武富 由雄

中国 梅田 晃昌

四国 馬場 将夫

## 在職者調整等の早期実施を厚生省、人事院に陳情

PTの待遇改善策のひとつとして国家公務員等の在職者調整、俸給額の支給、定員算定基準の明 確化,職制の確立の4点につき厚生省および人事院に対し陳情書を提出した。在職者調整に対して はすでに診療放射線技師協会等も陳情しており、諸団体と協力して実施されるよう強力に働きかけ ることとなった。

## 大学制度化対策委員会のメンバーが承認された

松村 秩(都立養育院) 鈴木 正彦(国立身障センター)

井野 浩哉(東教大)

鈴木 達司(東教大)

遠藤 文雄(都立身障センター) 伊東 元(養育院研究所)

藤沢シゲ子(慶応病院)

山崎 勉(東京女子医大病院)

奈良 勲(伊藤病院)

## 教育問題に関する協会の姿勢を検討

常任理事会において教育問題に関する基本方針について討議していたが、各種学校の取り扱いに 関して結論が出ず、再三にわたって延長され、遂に監事団より事の重大性に鑑み、全国理事会およ び士会長会議の開催にふみ切られ、8月12日、東大において全国理事会が開かれた。問題の各種学 校:取り扱い方に対する諸問題は関係士会、本部理事会、大学対策委員会と協議し対策を決定する こととなった。

## 現職講習会

本格的な卒後講習会とも言えるコースが府中リハビリテーション学院、国立東京療養所、東京女 子医大の3会場で、6月27日より3日間にわたって開催された。

#### 全国研修会

「痛み」のテーマについて、11月24、25日東京都養育院において行われた。

## 昭和49年度の動向

国の予算で**PT**教員養成のための長期、短期講習会が東京、大阪、北九州で開かれる。医療担当者連絡協議会が発足、パラメディカルスタッフの連帯感生まれる

## 第9回学会,名古屋で

第9回を数えた学会は名古屋の市民センターで750名の参加者のもと57の演題で行われた。古川 良三学会長,野々垣嘉男準備委員長はじめ愛知県全会員が力を結集して5月11,12の両日,開催に 至った。

第10回は会場を東京にうつし後藤学会長のもと盛大に協会10周年事業の一環としての学会が開催されることになる。

#### 松村氏, 会長へ正式就任

矢郷会長逝去のあと鈴木副会長が会長代行として業務を行ってきたが,第3回定期総会の席上, 欠員中であった会長に東京士会松村秩氏がえらばれ正式に就任した。

## 協会10年目にしてやっとWCPT連盟に加盟が承認される

6月19日より1週間にわたってカナダ・モントリオールで開かれたWCPT総会、大会において、日本のWCPT加盟が正式に承認された。昭和41年に日本理学療法士協会が設立された時点でWCPT加盟の申請手続は完了していたが、特例問題という思わぬ国内の事情で正式加盟が延長されていたものである。他にギリシャ、韓国、インドネシア、スペイン、スリランカの5カ国が同時に承認され加盟国は35カ国となった。

## 厚生省主催「現職講習会」

現職講習会運営委員が次のように決定。6月16日,厚生省で第1回合同委員会(リハビリテーション医学会,PT協会,OT協会よりそれぞれ出席)が開催され講習会の企画運営について検討された。

鈴木 正彦 松沢 博 東京地区 松村 秩 奈良 勲 大阪地区 浅野 達雄 武富 由雄 西本 東彦 首藤 茂香 九州地区 和才 嘉昭 下畑 正 島田 智明 橋元 降

## 医制 100 周年記念式典(厚生省主催)に出席

会長代理として関川事務局長が出席した。

出席者,天皇,皇后両陛下,内閣総理大臣以下約600名が出席,帝国ホテルにて開催された。

## 日本医療技術者団体連絡協議会が発足

11月20日,日本歯科技工士会館において発足,当協会より松村会長,鈴木副会長が出席したが,他に日本衛生技師会,日本栄養士会,日本放射線技師会,全国病院理学療法協会,日本作業療法士協会,日本歯科衛生士会,日本歯科技工士会の8団体による任意団体である。

## 全国理事会開催

- 2月22日に全国理事会が開催され次の事項について検討がなされた。
- 1. 会費値上げに関する件。
- 2. 会費徴収に関する件。
- 3. 地方理事選出方法に関する件。
- 4. 士会援助金に関する件。

# 10年間の

請願書、要望書録

## 請 願 書

## 紹介議員

医療保険制度の抜本改革にあたり、リハビリテーション 医療の理学療法、作業療法として特別診療報酬の点数を 設定し、認めることに関する請願

> 請 願 人 住 所 氏 名

## 請願の要旨

リハビリテーション医療の診療点数、新設を御願い致します。

#### 請願の理由

1. 現行の保健点数は50年来のもので整形外科後療法点数を土台として、少しずつ手を加えたものです

作業療法におかれましては未だに点数化されて居りません。

- 2. 昭和40年理学療法士,作業療法士法(法律137号)が制定され、リハビリテーション医療の専門職制度が確立されたにもかかわらず、現今専門職の特殊性を無視されて居るのが現状です。
- 3. 専門職としての位置づけが不正確のため、精神、経済面にも不安をいだき、リハビリテーション医療の向上発展にも種々支障を来たします。
- 4. リハビリテーション医療設備には運動療法室,水治療法室,電気療法室,作業療法室,その他を必要とし,その設備の有無にかかわらず,現点数をもって評価されて居ります。

## 説明

- I. 専門職としての立場より
  - a) 名称独占の弊害

法律第137号は名称独占のため誰でも、その業務をなすことが出来ます。然し、専門職としての教育は広範囲な高度な基本医学、運動学、心理学、かつ各科の臨床医学が要求され、内容・的にみても誰でも出来るものではありません。

例

近時成人病の増加,又交通労働災害の激増はますます上昇を来たし、内科医、整形外科医は 勿論,各科医師においてもリハビリテーション医療の適切なる理学療法を要求されて 居 りま す。

理学療法士は受傷直後から理学療法を開始され、良肢位の保持、拘縮の除去、改善を常に留 意し、全身状態を把握しベッドから適切なる訓練を開始します。

障害者(児)の日常生活動作の習得、社会復帰までの理学療法士は第一線の専門職として責任の重大性を自覚し、あらゆる面から観察、検討し、適切なるプログラム作成した上で業務の逐行をして居ります。このような職務でありますので誰でも出来るという考えは問題があります。

## b) 評価にて

理学療法士は評価にはじまり評価に終るといわれるほど"医の倫理"をもって職務につとめ居ります。

リハビリテーション医療の理学療法・作業療法は各総合評価により、プログラムが決定され、逐次評価会議をなし、プログラム更進(新)してより良い医療をと努めて居るのです。

現在評価(検査)に対し徒手筋力検査のみが規定されて居ります。これとて電気変性反応を 評価規準として考えたものです。総合評価には関節可動囲域検査,日常生活動作検査,義肢, 装具検査等がありますが,現点数では認められて居りません。検査法を技術的なことと解釈せ ず,必要性という面で是非共確立することを望みます。

理学療法士、作業療法士としての専門職の立場を御理解頂き、リハビリテーション医療の理 学療法点数を確立願い、尚医療体系の中にその必要性を明文化して頂きたく存じます。

## Ⅱ. 設備に関して

日本リハビリテーション医学 (71. VOL. 8 No. 2) の医学会誌に理学療法・作業療法の設置すべき設備の範囲を定めて居ります。

これにより必要欠かすことの出来ないものを設備した病院,施設,その他理学療法室(水治療法室を含む)は少なくとも室面積 100m² 以上を持つことを条件として頂きたく存じます。

#### 理学療法

#### 1. 理学療法の基本的器械器具

## a) 運動療法(訓練)に用いる器具

器	具	備	考	器	具	備	考
• 治療台	の器具 とその付属品	付属品はブッシュ台 吊り		ロ) 備えることが望ましい器具 ・訓練用階段 ・肩回旋器 ・回内・外訓練器			
<ul><li>・傾斜台</li><li>・滑車式抵抗</li><li>重錘セット</li></ul>	坑運動器および ト一式	   各種砂の 5   おける滑車   トを含む	,病室に 訓練セ <sub>ッ</sub>	・手関節調練 ・固定自転車 レーター			

器	具	備	考	器	具	備	考
・吊り下げ装	置			・トレッドミ	ル(訓練用)		
• 平行棒				• 各種矯正歩	行板		
• 肋木				• 体操棒			
• 姿勢矯正鏡				• 歩行器		1	
・メデシンボ・	ール			・各種玩具・	絵本	小児	用
• 各種車椅子							
<ul> <li>各種杖(調算</li> </ul>	節式)						
・すわり台		各種の高さ					
• 訓練用階段						1	
• 呼吸訓練装置 測定器	置および呼吸						
• 各種測定用	Ļ	角度計,握	力計				
・バーベル・፲	<b>拒鈴</b>			-			

## b) 温熱・水治・光線・電気療法に用いる器具

- イ) 必要不可欠の器具
  - ホットパックおよびその加温装置
  - ・パラフィン浴装置
  - 高周波治療器 (超短波 極超短波
  - 渦流浴
  - 赤外線
  - 電気刺激治療器

- ロ) 備えることが望ましい器具
  - 気泡浴振動装置
  - ハーバートタンクまたは訓練用浴槽
  - 超音波
  - 紫外線

## Ⅲ. 経済面に関して

a) 医療技術者の技術料を正しく評価して頂きたく存じます。

薬剤師は医師の処方により調剤をその技術料リスク問題とからんで高く評価されて居りますが、理学療法士、作業療法士においては医師の処方により具体的、かつ患者を直接治療するにもかかわらず、その技術料は全くかえりみられて居りません。リスクの面から考えても心身障害児・者のため、いかなる合併症を有して居るか計り知れぬものがあります。

治療、訓練に当り理学療法士、作業療法士の心身の注意力、監視は大変なものです。

このことは高度な医療技術を要求されて居りますが、そのことは高価な立派な医療器械を操作するのみを高度な医療技術と考えて居られるようですが、その考えは全く真の医療技術の本意を無視した考えであります。

b) 医療技術員(医療職2表)の中では最低の給与水準です。

公務員文部省関係の理学療法士定員が36名(昭和46年3月調)これは経過処置受験合格者の任用基準変更を受けた者を含めた数字でありますが、この外旧のままマッサージ師として働いている理学療法士もあると考えられます。

この内9名3等級、大半が4等級、1部5等級であります。

最高3等級18号1名で12万円程度の結与であり、平均5~6万円の給与基準では最低だと存

じます。

一般病院では公務員給与を基準にして居りますので、初任当時 $1\sim2$ 割程度良くても昇給率が悪いため10万円を越える者は皆無といっても良いです。

社会生活の基盤が安定してこそ尚一層の医療業務に専念出来るのだと存じます。

上記の事由によって、理学療法士、作業療法士の専門職であることを再認識され、設備の有無を基準にしてリハビリテーション医療保健点数を新設して頂きたく、本国会において是非共認めることに関して請願いたす次第であります。

昭和46年8月

保健対策委員会 矢郷 弥太郎

## 理学療法士作業療法士国家試験の 特例措置の延長反対に関する要望書

理学療法士及び作業療法士法(法律第137号)附則第4項(受験資格の特例の期限を昭和46年3月31日までとする)を規定通り実施することを要望します。

## 附則第4項の規定

「この法律の施行の際現に病院、診療所その他省令で定める施設において、医師の指示の下に、理学療法又は作業療法を業として行なっている者であって、次の各号に該当するに至ったものは、昭和46年3月31日までは、第11条又は第12条の規定にかかわらず、それぞれ理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験を受けることができる。

- 1. 学校教育法第56条第1項の規定により大学に入学することができる者又は政令で定める者
- 2. 厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者
- 3. 病院、診療所その他省令で定める施設において、医師の指示の下に、理学療法又は作業療法 を5年以上業として行なった者」

#### 理 由

- 1. 附則第4項は法施行以前の理学療法業務従事者の救済措置を目的として定められたものであり、この法の目的は達成された。
- 2. 附則第 4 項の期限の延長は,真の理学療法士の数の補充にならないのみでなく<u>心身障害者リ</u>ハビリテーション医療の質的低下をもたらすものである。
- 3. 理学療法士は法律第137号第2条に規定されている如く、日本でははじめて生れた全く新しい職種であるため、全く新しい体系に基いた専門教育を必要とする分野である。
- 4. 理学療法は法律第137号第1条に示された如く医療行為であり、法施行以前の理学療法従事者(多くはあん摩、マッサージ、指圧師等の医療類似行為者)に対する短期間の講習と国家試験による選定のみでは医療行為者としての理学療法士にはなりえない。
- 5. 本来は正規の教育を受けた者のみが医療従事者としての倫理をわきまえた真に社会福祉に貢献できる理学療法士になり得るのであって一部の者の救済のために、国民のリハビリテーション医療の質的犠牲を招くことは医学の倫理に反するものである。

## 説明1 附則第4項の目的

理学療法士及び作業療法士法(法律第137号)は、昭和40年8月29日に制定され、日本において 理学療法士、作業療法士が新しく誕生しました。 厚生省医務局医事課編「理学療法士及び作業療法士法の解説」中央法規出版(以下解説書という) にも記載されているように、この法律が施行された際に、病院、診療所、身体障害者(児)の収容 施設において,理学療法または作業療法に従事していた人はかなりの数にのぼっていました。これ らの人々はその経歴や職場において地位,専門技術の程度においても千差万別で,その行なう理学 療法、作業療法の内容、さらには医師との関係などもまちまちでした。

この法の制定によりこれらの人々は別段その職場を奪われるわけではないにしても,かなり大き な影響を受けるであろうことを想像して認められたのが附則第4項なのです。

この附則第4項による受験資格者は,すでに5回行なわれた国家試験に於いて殆んどの者に受験 する機会が与えられました。

合格した者は理学療法士という名称を使用することができ、合格しなかった者は名称を用いるこ とは出来ないにしても、従来の仕事に従事することは法的に保障されているので、生活権の侵害を 云々することは当っていません。したがって附則第4項による受験資格者の救済措置としての法の 目的は明らかに達成したものと考えられます。

### 説明2 理学療法士とその業務

理学療法とは理学療法士及び作業療法士法第2条に規定されている如く「身体に障害のある者に 対し,主としてその基本的動作能力の回復を図るため,治療体操その他の運動を行なわせ,及び電 気刺激,マッサージ,温熱その他の物理的手段を加えることをいう」で理学療法士とは「厚生大臣 の免許を受けて理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行なうことを業とする 者をいう」のである。そして解説書に明記されているように理学療法士は医学的リハビリテーショ ンの専門技術者の1人として重要な役割をになう職業なのです。

医学的リハビリテーションの専門技術者であるということは、障害のある者に対して、身体的、 精神的,社会的,職業的あるいは経済的に可能なかぎり回復をはかるというリハビリテーションの 定義に基いて行なわれるもので理学療法士ひとりひとりがこの理念を正しく理解した上で、障害者 に合った理学療法を選び、応用するのでなければ、かえって害をおよぼす危険、すなわちその障害 者の一生を台無しにする可能性をはらんでいるのです。

従って理学療法士は学校における正規の専門教育課程を修了することが必要不可欠な条件として あげられます。

理学療法士を理解していただくために、具体的に「現在歩けない障害者を独りで歩けるようにす るまで」を例としてあげてみます。まず第一にわれわれが行なうことは担当医から病名、障害の原 因、その他医学的な状態や情報をできるだけ詳しく得るようにします。理学療法士は病気の診断は 行なわないが、実際に治療を行なう者としてかなり高度の医学的知識が要求されます。

次にわれわれは理学療法士の立場から患者の評価を行ないます。歩けない原因はどこに あるの か、筋力が弱いためなのか、関節の動きが悪いためなのか、運動感覚が悪いためなのか、また現在 どの程度障害があるのか,身のまわりの世話が自分でどの程度できるのかを専門技術を用いて調べ ます。この技術が正確でなければ、患者は適切な治療を受けることが出来なくなってしま うのです。

専門技術は正規の専門教育に於いて正しい基礎知識に基いた実習によってはじめて得られるものであることは言うまでもありません。

次に正確な患者評価に基いて治療プログラムを作製します。病名と歩けない原因を考え合わせて、どの筋をどんな方法で強くするとか、運動機能回復刺激を与えるとか、どの程度筋力が回復したら歩く練習をはじめるとか、歩行の補助具として特別な器具を用いるとか、また一日の運動量はどの程度にすべきとかを定め、実施するのです。運動量が多すぎると、病気を悪化させることもありますし、運動の方法が正しくないと、歩ける可能性のあった患者を一生歩けなくする危険性もあります。

患者のリハビリテーションには、急性期の処置が適切であることが不可欠で、理学療法士は急性期の病状のまだ不安定な患者に接することが多いのです。心臓病、高血圧症の合併している患者に接することも非常に多いのです。このような場合には、正しい運動生理学や病気に関する知識に基いて運動量を定めるのでなければ危険であり、またそのような患者に接する時には注意深く患者の変化を観察し、緊急の場合には適切な処置をすることも要求されます。

歩くのに必要な骨や筋力が不十分なままで歩かせたり、誤った歩行パターンで歩かせ た り す る と、骨折をおこしたり関節を痛めたりして、入院期間を長びかせたり一生歩けなくしたりします。 また理学療法士としての知識、技術が不十分なために歩行能力を十分に獲得できないままになるお それもあるのです。

リハビリテーション医療を実施するには、教育的なアプローチが不可欠だと云われていますが、リハビリテーション職員である理学療法士にも常に教育的な態度が要求されます。障害者に何かをしてあげるのではなく、障害者自身が自分でするように導くことが主であり、障害者の自立性を高めるのがリハビリテーションの理念である以上当然のことです。理学療法士は障害者だけではなく、さらに障害者をとりまく家族の指導、学校、職場の人達にも必要に応じて、障害者の独立性を高めるため、障害者の状態を説明し、理解して貰うよう指導をしなければなりません。

又理学療法で獲得した歩行能力を障害者が実際の生活に適応出来るように,あらゆる面から検討する必要があります。障害者自身の心理的問題,家屋の工夫改造についての指導,障害をもった者を家族に受け入れてもらうために必要な援助指導,職場での必要な環境調整に関しての指導援助などです。

このように理学療法士は障害者の日常生活、家事、職場への復帰について、即ち、その障害者が 障害を持ったままで社会生活に復帰するのに必要な援助指導を可能なかぎり行なわなければなりません。

障害者のため上記のようなことが出来ない理学療法士はリハビリテーションの職員になることが 出来ないのです。

### 説明3 理学療法士の教育内容について

理学療法士は全く新しい専門職種であり、全く新しい教育制度のもとで行なわれなければならな かったためWHOの援助のもとで欧米より指導教官を招いて昭和38年国立療養所東京病院附属リハ ビリテーション学院において始められ、このため多額の国費が投ぜられました。あん摩、マッサー ジ, 指圧師等の医療類似行為者で理学療法の経験ある者に対して短期間(約2ヶ月)の講習で教育 できるものならばわざわざ多額の国費を投ずる必要はなかったはずです。日本の理学療法士の数の 不足を特例処置の延長で補おうとする意見が一部の人から出されているようですが、これは本来の 医療従事者に対する教育方針からは全くかけはなれたものであります。云うまでもなく、理学療法 士は理学療法士の養成を目的とする施設においてはじめて教育できるものであって、他の目的を持 った施設(あん摩,マッサージ,指圧師等)では理学療法士となる教育は不可能なのです。解説書で も明らかなように理学療法士は医療行為を行ない,あん摩,マッサージ,指圧師等は法的に医療類 似行為者として規定されおり,この両者は業務内容においても,責任範囲においても,本質的に全 く異なった職業であります。従って教育内容も全く異なったものであることは云うまでもありませ ん。理学療法士の教育内容には高度の医学的基礎知識,人体臨床運動学,運動療法及び原理,理学 療法評価技術,日常生活動作訓練,水・温熱・電気療法,及び義肢装具,車椅子の知識等の理学療 法固有の専門科目,また医療行為者としての倫理,責任感の養成も含まれた も の で 全教科課程は 4,000 時間を越え、うち臨床実習は 1,680 時間にも達しております。

われわれは教育施設の国家的増設によってのみ真の国民の福祉につながる理学療法士の数の補充ができるものと信じております。

#### 説明4

附則第4項による受験資格の期限を延長して一部の受験資格者達の利益をはかるために国民全体 にかかわる医療を犠牲にすることは許されないことです。

最近この立法の趣旨に反するような運動が行なわれていることは真に遺憾であり、われわれはこの法の趣旨を正しく理解して頂くように国民に働きかけねばなりません。

理学療法士の数の不足という問題が現実にありますが、新しい職種が誕生した時には当然起りうる歴史的に止むを得ないことであります。現在養成施設も8校になり、当初より徐々にその数を増しておりますし、又当初は外国人教師に殆んど依存していた教育も現在では日本人教師にとって代わってきており、今後は日本人教師も多くなり養成施設も増設される可能性が出て来ております。ここで目先だけの数の不足を補う方法として特例受験資格制度の延長を主張する人達がいますが、説明3でもふれましたように、それは日本における理学療法の正しい発展を誤ることになると考えます。

新しい理学療法士という職種の誕生が生活権の侵害であるように誤解している人が一部にいるようですが、これは全く論拠のないことであり、理学療法士の資格がないからと云って彼等の従来の職域を侵すことはあり得ないのですし、あん摩、マッサージ、指圧師等は業務独占でありますので

法的に職域を保護されております。

これは説明2で述べましたように職種が全く異なっており、夫々役割をにない共存でき得るものです。

特例受験資格を法の内容に反し、法施行以後に理学療法に従事した人にも与えるように、という要望が一部の人から出されているようですが、これをいいかえると半永久的に特例措置を認めよ、ということに他ならず、仮に今これの期間を限定して認めたとしても再度の期限切れの時点でその延長を拒否する理由は決して成り立たなくなり、際限なくひきのばさざるを得なくなることは明白です。

3,000 名の受験資格者を切り捨ててしまうことは、国家的にみて大きな損失であるという意見がありますが、その大部分は既に数回の国家試験を受験し不合格になった人達でもあり、説明1,2 からも理解して頂けると思いますが、数の不足と救済措置の問題を混同して論議しているのであって、今後更に救済措置でもって数の不足を補うことが続けられるならば、心ある医療従事者の最もおそれておりますリハビリテーション医療の質的低下を一層促進することになり大きな社会的害悪をもたらすことになります。

又、特例措置による者は長い臨床経験を持っているという議論もありますが、医療類似行為者としていくら長い経験を積んでも、それは理学療法士として必要な臨床経験を積んだことにはなりません。それは理学療法士と全く異った教育目的のための経験なのです。

世界理学療法連盟の問題について、経過措置期間が終了した時点で加盟を認めるという文書が当協会にきていますが、これは職能団体である以上当然要求されることであります。世界連盟には重要な役割の中に、理学療法の国際基準を維持するということがありますので質的低下をもたらす特例延長に対して深い関心を示すのは当然であり、それを内政干渉として受け取っていること自体が理学療法士としての専門職を自ら否定することになります。

昭和46年1月 日

# 要望書に関する釈明書

会 員 各 位

### 日本理学療法士協会

会長 松 村 秩

法律 137 号の特例延長反対運動に関して本協会から出した要望書の反対理由の表現のなかに特例 措置で PTになった会員の誤解を招くようなことがあったことはまことに遺憾に思います。会員の 皆様には深くお詫びしたいと思います。

今回の反対運動を進めてゆくなかで延長派の延長理由を論破する理論として,戦術的にもああい う強硬な表現にならざるを得なかったことをよく理解していただきたいと存じます。

特例延長運動は単なる PT, OT協会と全国病院理学療法協会(以下病理協という)との闘争ではなかったということであります。

- 1. 政治的色彩を最初から強くもち、各政党をその運動のなかにまきこんでいった政治的運動にまで展開したということであります。
- 2. 各党に強いつながりと影響力をもつ各関係団体もこの運動に参加したということ で あ り ま す。延長派は全医労,障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会,全日本視力障害者協議会, 精神科作業療法協会,日教組の 5 団体です。
- 3. 延長反対派は PT, OT協会を中心として 4 つの医学会, リハビリテーション医学会, 整形 外科学会, リウマチ学会, パラプレジア医学会が支援団体として参加してくれました。

勿論運動の中心となったのは PT, OT協会と病理協です。

病理協はPT, OT法制定当時から自民党を始め各党の議員との間にすでに結びつきがあり、PT, OT協会とは格段に違う政治的な関係と力をもっており、又票においても圧倒的多数をもっておりました。更にそのうえ会員から集めたという膨大な資金を政治的に使ったと云われています。それにひきかえPT協会は17万, OT協会は10万という僅かな運動資金しかありませんでした。

だからわれわれの闘争方法は出来るだけ多くの代議士に会って、延長問題の本質は何かということを説明して納得させることしかありませんでした。連日各党本部、各代議士に会い説得をつづけることしかなかったのです。自民党の大物代議士をはじめ50数名の代議士に会い、延長が国民の医療にとって何故いけないかを説明し、納得させる強力な理論がわれわれの唯一の武器でした。

運動を開始した頃の状況はわれわれにとって非常に不利でした。自民党では5年延長を党内の社会部会、総務会と次々に通してしまい党議として決定してしまいました。自民党の代議士も馬鹿ではありません理論家は沢山います。彼等の延長理由のなかに、5年間のうちで合格した人はそれでよいかも知れないが、まだ合格していない人に試験のレベルをおとさずに今迄通りにして受験させ

る機会だけでも与えるのが何故悪いのか? ここで打ち切って受験させないのは合格した PTのあまりにも自己中心的な考え方だ。政治家としてそういう不幸な人達のことも考えてやるのが当然の務めだ。

こういう理論を論破するには要望書のなかの第4項にあるような表現がどうしても必要になってきたのです。

しかし第4項に関してのわれわれの真意を誤解しないでいただきたいと思います。

われわれは決して特例措置そのものを決して否定しているのではありません。5年間の経過措置は日本の現状として必要な措置であったことは認めるが、これを更に延長することには絶対に反対だと主張したのです。要望書の中に書いたことはあくまで延長反対のための戦術として表現したものであることを会員の皆様に理解していただきたいと思います。3年延長と法律で一旦決まればわれわれは法治国の国民としてそれに従わなければなりません。延長後にPTになられた方も以前になられた方も全然変ることはありません。

要望書のなかで述べたことはあくまでも理想論としてかくあるべきだということを述べたのであります。

われわれは病理協とは違って金も票もなく、ただ理論だけで闘かわざるを得なかった事情をよく 御理解していただきたいと思います。運動の経過はPT・OT誌の第5巻1号,2号に詳しく載っ ていますから併せて読んでいただければ猶一層御理解していただけるものとおもいます。

昭和46年4月22日

# リハビリテーション医療における 保険点数改正についての要望書

殿

日本理学療法士協会 会長 野 本 卓

健康保険点数改正に当り、リハビリテーション医療(理学療法・作業療法)に於ける保険点数を 改正して頂きたく、ここに要望いたします。

### 理 由

現況 近代医学の進歩は、リハビリテーション医学の必要性が叫ばれ、最近10年間に各地にリハビリテーション医療の施設が設立をみ、理学療法士は、約200万といわれる。リハビリ受診者の社会復帰に貢献しております。

リハビリ医療の中で、パラメディカルスタッフとして重要な役割を果している理学療法科は、整形外科後療法として制度化された保険点数で、昭和40年に理学療法士・作業療法士(昭和40年法律137)法が制定され、学問的にも、技術的にも 高度なものが 要求され、リハビリ医療の専門職制度が確立されたにもかかわらず今だに、専門職の行なう技術料は生かされていない。昭和45年2月1日厚生省告示によって6点であったものが僅かに10点に改正され、1. 機械器具を用いた機能訓練、2. 水中機能訓練、3. 温熱療法、などに分類されたにとどまり、この診療報酬では理学療法施設で働くパラメディカルスタッフの人件費は勿論、設備の維持費、原価償却費の充足は出来ず、医療機関のリハビリ医療に対する不安を増大させ、このことは、約200万の受診患者の社会復帰の妨げにもなっております。

### 問題点

#### [ 評価料について

近時成人病及び交通労働災害などの激増はますます上昇をきたし、内科、整形外科はもちろん各 科医師は、リハビリテーション医療の適切な理学療法を要求しております。

理学療法士は受傷直後から早期の社会復帰及び治療後に残存されるであろう障害を少しでも軽減し、自力で日常生活動作改善が出来得るために、理学療法士は専門職としての責任の重大性から各種テストによる資料を作成し最善の治療を行うため努力していくものであります。理学療法士は評価に始り評価に終ります。このような職務でありますので、現行の電気変性反応に示されている部

分を拡大解釈してリハビリテーションとしての点を御考慮していただきたい。

### Ⅱ 技術料について

理学療法士の役割は、リハビリ医学を担当するパラメディカル要員であることは前述した通りであり、この技術者の行う技術料は、現行の保険点数では全く認められておりません。薬剤師は医師の処方により調剤をその技術料リスクの問題ともからんで高く評価されておりますが、理学療法士においても医師の処方により具体的に患者を直接治療するにもかかわらず、技術料は全くかえりみられておりません。理学療法士の養成について、この点を強く強調し、高度な教育を求めているのは識者のよく知るところであります。

又この高度の技術こそ、リクスの不安を除去するとともに早期の社会復帰に役立ち、我国にリハビリテーション医学を取り入れた意味が生まれたものと信じます。以上の理由により技術者に対して正当な評価を与え、しかるべき待遇が出来る技術料を定めていただきたい。

### Ⅲ 設備に関して

日本リハビリテーション医学(71, VOL. 8 No. 2)の医学会誌に理学療法・作業療法の設置すべき設備の範囲を定めております。

これは必要欠かすことの出来ない設備を挙げておりその器械器具は以下の通りであります。 理学療法

### 1. 理学療法の基本的器械器具

(1) 運動療法(機能訓練)に用いる器具

	器   具	備	考	器	具	備	考
イ)	必要不可欠の器具			口) 備えるこ。	とが望ましい器具		
	訓練マットとその付属品	付属品は 台吊り,	ブッシュ	訓練用階	没		
	治療台	徒手によ	る訓練用	肩回旋器 回内,外	訓練器		
	傾 斜 台		e de la companya de La companya de la co	手関節訓練			
	滑車式抵抗運動器および		う,病室		車またはレスト		
	重錘セット一式		滑車訓練	レータ・			
	吊り下げ装置	セットを	古む	各種矯正を	ミル(訓練用) ま行板		
	平 行 棒			体 操 棒			
	肋  木			歩行			
	姿勢矯正用鏡			各種玩具	• 絵本	小児	<b>用</b>
	メディシンボール 各種車椅子						
in,	各種杖(調節式)		the second second				
	すわり台	高さ各種					
	訓練用階段						
and a	呼吸訓練装置および呼吸 測定器				f. The second		
	各種測定用具	角度計,	握力計	and the second			
	バーベルまたは亜鈴	and the second					

### (2) 温熱,水治,光線,電気療法に用いる器具

## イ) 必要不可欠の器具 ホットパックおよびその加温装置パラフィン浴 高周波治療器(超短波、極超短波) 渦 流 浴 赤 外 線 電気刺激治療器

ロ) 備えることが望ましい器具 気泡振動浴装置 ハーバートタンクまたは訓練用浴槽 超 音 波 紫 外 線

以上の設備費を考慮するとき、器械器具は毎日酷使するものであり、法定耐用年数に原価償却費は勿論維持管理する費用としての修理費は設備費の10%は必要経費とみなされております。この点にも償却費管理費を併せて盛込んでいただきたい。

区 分	現行点数	希望点数	その事由
○検 査			
電気変性反応検査			熟練を必要とする技能で、長時間要し機能を評価
イ)一般検査	41.0	]	しそれによって治療のプログラムと経過を作成す
ロ) クロナキシー	54.0	100.0	る。なお,神経,筋機能,関節可動域,日常生活
徒手筋力テスト	41. 0	J	動作などのテストを定期的に経過観察の必要性が あるため準用して頂きたい。
○処 置			
整形外科的処置			
1. 変形徒手矯正術	12. 1	30. 0	四肢の関節の変形・拘縮は日常生活動作,社会復 帰に大いに支障をきたし,関節可動域の改善訓練
			は高度な徒手技術と細心の注意を要求する。
2. 変形機械矯正術	15. 1	20. 0	傾斜台または坐位における牽引治療は常に容態を
			監視し観察する必要がある。
3. 先天性股関節脱臼	15. 1	30. 0	ギブス固定包帯,装具の後療法は特殊な技術的徒
後療法			手操作を行う必要がある。
○理学療法科			
電気療法	3.0	20.0	設備と維持、管理に相当な費用がかさむ。治療に
(低周波治療器)			際し危険が伴いやすいため高度な知識と技術を要
(高周波療法)			し、絶えず監視を必要とする。
超短波治療	3. 0	20.0	治療時間は1時間2~3名のみしか施療できない。
長波治療	3. 0	20.0/	四世 四日担仆 计工业体运动性产 下上了。
赤外線治療	3. 0	10.0	器械・器具操作,徒手技術は熟練を要するのに全
紫外線治療	3. 0 3. 0	10.0	く余りにも低廉すぎる点数である。
<ul><li>熱気浴</li><li>薬浴</li></ul>	3. 0 3. 0	10.0	
薬浴	3. 0 3. 0	20. 0	
○整形外科機能訓練	ა. 0		設備には広いスペースと高価な購入費を必要とす
1. 器械,器具を用	10. 0	1回1肢につき 30.0	設備には広いへい一へと高価な購入資を必要とする。 る、その各々の器械、器具の訓練指導が必要であ
いた機能訓練	10.0		る。熟練された技能が望まれ、、心身の負担も大
2. 水中機能訓練	10. 0	1回1肢につき 30.0	である。なお、機能障害は1日1回の訓練では、
AVI I WARDHAM	10.0		機能の改善は望まれない場合があり、1日2回以
3. 温熱療法	10. 0	1回1肢につき 30.0	上は施療することが多い。なお、各項目の積算を 認めて頂きたい。

### 結 び

上記の説明を御理解頂き、是非共今国会に於いてこれらの3点を加味された保険点数の改正を心より望む次第です。

昭和46年8月10日

# 声 明 書

殿

社団法人 日本理学療法士協会 会 長 野 本 卓

理学療法士および作業療法士法(昭和40年法律137号)による理学療法士および作業療法士の養成に関し同法第11条および第12条第2項(政令で定める者の項)を用いて2年間の養成過程を作る案を医療審議会,理学療法および作業療法部門会小委員会に於いて討議可決されたと聞いておりますが、社団法人日本理学療法士協会はこの案に反対いたします。

社団法人日本理学療法士協会は理学療法士の養成には学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく4年制以上の大学を基準とすることが絶対不可決必要条件であると主張して来ました。

今回厚生省にて示された案は私共協会の主張する養成基準と異なり、現行法規内における安易に 人員を急増させるための案としか考えられません。

リハビリテーションチームの各メンバーの資格基準の出来上っていない現在において、理学療法 士および作業療法士のみ先行して後に決められるリハビリテーションメンバー各種職種との格差が 出来得る可能性を考えられます。

リハビリテーションチームスタッフの教育基準を定めて後に根本的な養成基準を検討すべき問題 であります。

いたづらに種類の異った養成施設を増設すべきではないと信じます。本案に反対をするとともに 社団法人日本理学療法士協会の切望する学校教育法に基づく4年制大学における養成基準に法律を 変更する様積極的に御援助賜り度いと要望いたします。

昭和46年6月25日

# 医療関係者審議会理学療法士部会小委員会の構成人員に委員委嘱の要望書

#### 要 旨

厚生省医務局に設けられている医療関係者審議会,理学療法士および作業療法士部会および小委員会の構成人員の中には当事者である理学療法士および作業療法士が入っておりませんので部分および小委員会に理学療法士および作業療法士を構成人員の中に入れて頂き度く要望いたします。

#### 理由

理学療法士および作業療法士法(昭和40年法律137号)の制度後の年余を経過し、理学療法士は1,300を越える人員となりました。しかるに理学療法士自らの身分を審議答申する部会、小委員会に理学療法士が構成人員として委嘱されたことは一度もありません。理学療法士の身分教育その他のことを審議するこれらの会に理学療法士自身の参加がなくして真の審議が出来ると言えるでしょうか。又今迄の審議が正しいと言えるでしょうか。最近小委員会において可決された理学療法士および作業療法士法第11~12条各2項を拡大解釈した2年養成過程にしましても私共社団法人日本理学療法士協会では絶対反対をしておりますが、私共の全く関係のないところで審議決定されております。現在のあり方に私共は強く抗議いたします。同じ医療関係者審議会の中でも、保健婦、助産婦、看護婦部会ではそれぞれ12名の委員が委嘱されていると聞いております。同じ医療担当者の中で私共のみが差別を受けなければならないのがわかりません。早急に改善し理学療法士の中より委員を委嘱して頂き度くここに要望いたします。

昭和47年9月 日

# 理学療法士及び作業療法士の国家試験受験 資格における法律改正に関する請願書

理学療法士および作業療法士の国家試験受験資格に関して、理学療法士および作業療法士法(昭和40年6月29日法律第137号)第11条第1項および第12条第1項は「高等学校卒業後、文部大臣が指定した学校または厚生大臣の指定した養成施設において、3年以上理学療法士、作業療法士として必要な知識および技能を修得した者」となっておりますが、これを「学校教育法(昭和20年法律第26条)にもとづく大学(短期大学を除く)において理学療法学(第12条では作業療法学)の正規の課程を修め卒業した者」と改正して下さい。

また、この内容に抵触する条項があれば、関係法令の改正も併せて請願いたします。

昭和47年11月

# 東京都立保健大学開校促進に関する陳情書

殿

社団法人 日本理学療法士協会 会長代行 鈴 木 正 彦

東京都立保健大学は、リハビリテーション医療と社会福祉を推進してゆくうえに、画期的な構想をもった大学であります。

新しい医療理念に基づいた保健大学の発足が遅れることなく、日も早く開校されることを要望いたします。

#### 陳情理由

- (1) リハビリテーション医療を支え、推進してゆく2つの大きな柱であるPT・OTの数は、 極度に不足しております。この数の不足に対処するために保健大学は、早急に開校されるべ きであります。
- (2) 現在のPT・OT教育は、3年制各種学校でおこなわれておりますが、リハビリテーション医療の質的向上を図るには、PT・OTの養成は大学教育でなされる必要があります。そのための保健大学の果たす役割は、測り知れないものがあると考えられますので早急に開校が望まれます。
- (3) 保健大学は、6学部・11学科の総合医療大学として構想されておりますが、社会的に緊急 度の高い看護、PT・OTの3学科だけでも早急に開科する必要があります。
- (4) 現在**PT・OT**の教育にあたっている教師の不足は、まことに深刻な問題になっており、 新設校には、**PT・OT**の教師がいないという状態がおきております。この問題を解決する ためにも保健大学の役割は、極めて重要でありますので一日も早い開校が望まれます。
- (5) 医療には、診療・教育・研究の3本柱が不可欠になっております。研究は、大学という環境において始めて充実したものになります。
  - リハビリ医療向上のための基礎となる研究を押し進めてゆくためにも、保健大学の開校が 切に望まれます。

昭和48年7月

# 理学療法士養成に関する諮問答申書

# 諮 問 書

社団法人 日本理学療法士協会 大学制度対策委員会 松 村 秩 殿

> 社団法人 日本理学療法士協会 会長代行 鈴 木 正 彦

理学療法士養成に関し、貴委員会の意見を賜りたく、下記のとおり諮問いたします。 昭和48年7月25日

記

- 1. 理学療法士および作業療法士法第11条の改正について
- 2. 既存の養成校に対する対策について
- 3. 今後法改正に至るまでの間に開設される養成校の対策について 以上のとおり諮問いたします。

# 答 申 書

さきに諮問を受けた理学療法士養成に関して慎重に審議をしましたが、その結果を別紙のとおり まとめましたので答申(一部中間答申)いたします。

昭和48年7月25日

社団法人 日本理学療法士協会 大学制度対策委員長 松 村 秩

社団法人 日本理学療法士協会 会長代行 鈴 木 正 彦 殿

答 申

本委員会は、昭和48年7月25日に下記委員の出席のもとに会議をもち、専門的な検討をいたしま

した。

出席委員 井野省三,遠藤文雄,鈴木正彦,藤沢しげ子,松村 秩

1. 理学療法士および作業療法士法第11条の改正について

これについては、前会長野本卓氏の大学制度対策委員長時代「理学療法士および作業療法士 の国家試験受験資格における法律改正に関する請願書」として、昭和47年に具体的な行動の一 環として衆参両議院議長宛に紹介議員を通して請願をし、また関係官庁にも提出した。

本委員会は、この法改正の請願の運動は、今後も推進してゆくことを確認して、協会もその 方向で積極的に運動を展開してゆくべきであると確信するものである。

2. 既存の養成校に対する対策について

既存の養成校のレベルアップを図ってゆくために協会は、各校に対して積極的に関与してゆく方針を打ち出してゆくべきである。

協会は、そのための方針の1つとして、リハビリテーション医学会、作業療法士協会と協力 して養成校にいろいろと働きかける運動を展開してゆかねばならない。

養成校の臨床実習に関して云えば、実際に学生を指導する立場にある P T は、殆んど本協会の会員である。したがって全国 10 校の P T 養成校の実習指導者の 数も多く、その点に おいては、協会と養成校との間には密接な関係がある。

例えばこの関係を足場にして協会は、各養成校に対して積極的に働きかけてゆくことは充分 に考えられる。その他いろいろな方策が考えられるが、具体的な働きかけや行動は、今後慎重 に検討しておこなってゆく必要がある。

3. 今後法改正に至るまでの間に開設される養成校の対策について

この問題についての答申は出席委員の完全な意見の一致をみない部分もあったので,委員会 としても一部中間答申の形をとっておくのが妥当と考えられる。

今後開設される養成校については、委員会としては、4年制大学の形態を強く要望することにおいては、何ら意見の相違はないが、現状を考えると非常に困難なことでもある。したがってその対応策として一応大学というカテゴリーのなかにはいる3年制短期大学を最底の基準として要求してゆく。しかし、この3年短期大学も将来においては、4年制大学へ移行してゆくものとしてとらえ、過渡期における1つのステップとしての意味をもつものでなければならない。

3年制各種学校については、反対してゆくがその反対の中味は、今後協会のもつ指導力や力にも関係してくるのは当然である。つまりただ反対だというお題目を唱えるだけでなく実効ある反対運動は、ひとえに協会の姿勢と指導力や政治力によって裏付けされてゆくものである。

# 理学療法士の待遇改善に関する陳情書

### 厚生大臣 斎 藤 邦 吉 殿

東京都千代田区富士見2-10-41 社団法人 日本理学療法士協会 会 長 矢 郷 弥太郎

リハビリテーション医療に従事している理学療法士の資質向上を助長するため、待遇改善に特設 の御配慮を賜りますよう謹んで陳情申し上げます。

### 事 由

- 1. 理学療法士の在職者調整を実施して待遇改善により急速な進歩発展を続ける現代リハビリテーション医療に適応する人材を確保する為。
- 1. 「一般の職員の給与に関する法律」第10条(俸給の調整額)を適用し、困難なリハビリテーション医療の中軸を担う理学療法士を確保する為。
- 1. 理学療法士の定員算定基準を明確にし、リハビリテーション医療を必要とする多くの病院に 理学療法士を配置し、国民医療の要請に応える為。
- 1. 職制を確立し、専門職としての位置づけを明確にし、組織の近代化をはかる為。
- 1. 主務省庁医務局に理学療法専門官を設置して多様化する理学療法の業務量,人員配置,設備 基準等の適正化をはかり,無資格者の就業制限により医療および公衆衛生の向上に寄与する 為。

#### 陳情事由説明

近年リハビリテーション医療の浸透と進歩発展は目覚しいものがあります。それに伴い理学療法士の需要増は年毎に激しく、又理学療法の高水準化は近い将来欧米に並ぶ傾向にあります。加えて医学の常識がリハビリテーションを不可欠とする昨今では、あらゆる病院で理学療法士を必要としております。これに対し理学療法士の不足は、誠に憂慮すべきものがあります。今後は大幅な定員増と給与改善職制の確立が痛感されます。

1. 理学療法士の在職者調整を早急に実施して下さい。

この点につきましては、実施の方針であるように承っていますが未だ実施されておらず、自 治体、民間施設においては、過半数以上が改善を終っている実情もあり、反面国家公務員に準 ずる発令待ちもあるので早急に実施して下さい。 1. 「一般職の職員の給与に関する法律」第10条(俸給の調整額)を適用して下さい。

同法同条では「……職務の複雑、困難、若しくは責任の度……その特殊性に基き……適正な調整額表を定めることができる」となっており、診療放射線技師や臨床検査技師にはほとんど支給されております。

理学療法士は、医師の指示に基き直接患者の治療にたずさわれるもので、その責任の重さと特殊な立場は、他の職種にみられないものであります。又ライや肺結核に対しても理学療法の必要性が強調され、実際にそのような施設で働いている療法士も少なくありません。そこで理学療法士には、全面的に第10条を適用されるよう宜しくお取計らい下さい。

1. 理学療法士の定員算定基準を明確にして療法士定員を増員して下さい。

医療法第21条第1項「医療従事者の員数の標準」同法施行規則第19条に理学療法士の定員算定基準を明確に表示していただき、国立病院、国立大学病院に勤務する理学療法士の定員を増員して下さい。

1. 職制上理学療法部門を独立させ、長には理学療法士を起用し、等級別標準職務表を是正して下さい。

理学療法部門の長には経験豊かな理学療法士の適任者をあて、医療職俸給表(ニ)の一等級に格付けするとともに専門職としての職制を明確にし、医療職(ニ)の等級別標準職務表のうち理学療法士に関する事項を次のとおり是正して下さい。また二等級の規模別を廃止して定数の拡大を図って下さい。

1. 主務省庁医務局に理学療法専門官を設置して下さい。

多様化する理学療法の業務量,人員配置,設備基準無資格者対策,各施設の統計等,これら複雑多岐にわたる業務を処理するためには,経験豊かな理学療法の知識を有する専門職である理学療法士を起用されることにより,円滑な運営が期待されますので是非理学療法士専門官を設置していただきたい。

昭和48年6月

# 要望書

厚生大臣 斎 藤 邦 吉 殿

社団法人 日本理学療法士協会 会 長 松 村 秩

#### 要旨

診療報酬点数のうち理学療法に関する項について、社会情勢の変化に鑑み、適正な是正を行われることを要望いたします。

#### 理 由

本協会は理学療法の診療報酬適正化について、永年要望、請願を行なっておりましたが、本年2 月改定の診療報酬点数において理学療法士の役割が認められ、大幅な改定が行なわれたことは貴職 の英断に負う処が大であると感謝しております。しかるに近時の機材、賃金等の高騰は2月改定時 に比し、30%以上の格差を生じていると思われます。

本協会としては整形外科機能訓練(複雑なもの)を 150 点,整形外科機能訓練(簡単なもの)を 60点の再改定が適当であると考えます。

前者は理学療法士が患者と1対1で行うものであり、詳細な評価とケース記録が必要とされます。後者は医療職でない者や看護婦、保母、指導員等を助手に使っても請求できるものとされています。従って、人件費や機材費の占める割合も前者の方がはるかに高いので、改定の幅は前者が高く、後者に低くすることが妥当であろうと考えられます。

上記事項を勘案され、特段の御配慮をお願い申し上げます。

### 説明

### 1. 整形外科機能訓練(複雑なもの)150点の要望について

理学療法科は2月1日改定以前の報酬表(旧表)では、各種の治療の実施状態に応じて加算できる積算方式でありました。たとえば脳卒中による片まひの治療では、整形外科機能訓練20点、運動浴30点、変形徒手矯正術(上肢+下肢)46点、計96点が実際に請求されておりました。このようにいわゆる複雑な理学療法においては平均70~100点の請求がなされていたわけであります。しかるに2月1日改定の報酬表(新表)では、これら全ての治療を含め複雑なものとして80点を画一的に請求する包括点数となったわけであります。2月1日時点での改定は実質17.9%の増収をはかることが目的とされていたにもかかわらず、理学療法部門では旧表70~100点、新表80点と何らの増収

もはかれない実態でありました。一方,近時の物価は48年4月において24.9%,賃金は32.2%(いずれも前年同月比)という結果であり(総理府統計局),現在では30%以上の騰貴となっていることは明らかであります。又,医療機材の値上りは,一般の物価の水準をはるかに越えていることも御承知の通りであります。これらの点を勘案すると150点は理学療法部門の維持に必要な最低の要望であります。

### 2. 整形外科機能訓練(簡単なもの)60点の要望について

旧表においては、例えば腰痛症の場合整形外科機能訓練20点、ホットパック15点、計35点の請求が新表で40点とされ、名目14%の増収に過ぎませんでした。

又,物価,人件費の高騰は前述の通りでありますので60点は妥当な線であると考えます。

#### 3. 評価料について

理学療法実施にあたっては、評価が最も重要であるとされております。その意味で、旧表において準用の扱いであった徒手筋力検査が、新表において新設されたことは歓迎すべき事実であります。しかしながら、実際には項目の新設のみで、41点にすえおかれたことは納得のいかない事実であることも亦確かであります。従って、前回の16.7%、今回の30%強を合わせ、65点程度の引き上げが妥当かと思われます。

尚,徒手筋力検査は末梢神経損傷の評価法として確立されておりますが,リハビリテーション遂行上不可欠の日常生活動作検査(ADL検査)あるいは脳卒中,脳性マヒ,各種脳損傷等に用いている中枢神経疾患検査も評価料として認めていただくよう要望する次第です。

昭和49年8月1日

### 編集後記

いろいろなことのあった10年であった。協会設立パーティの写真をながめながら、あの当時、いっしょに仕事をはじめた人たちのことに想いをはせながら十年史の記事をまとめた。協会の移りかわりや発展は協会の創業期に惜しみなく力をかした人々によって今でも支えられていることもわかってくる。

10年目をむかえた東京学会では 演題が71題となり、会場を急拠ふやさざるを得ないと後藤学会長、細田準備委員長が痛しかゆしの悲鳴をあげている。第3回の学会では、これには到底およばぬ28の演題で、今は亡き矢郷会長が遺稿の中で会員に奮起をうながしている。その矢郷会長が、いずれ協会10年目には大きな発展をとげているであろう、創立当時の経過も薄れていこう、しかし基盤となったものを残しておくためにも、十年史発刊の予算を計上しておいた方がよいと、その当時からこの十年史のための費用が大切に温存されていたのである。この予算計上が当時なかったら今のこの物価高、協会の底をついた運営費、とても十年史の発行は実現しなかっただろう。

編集が終わった満足感どころかあれもこれもと、とりこぼしが多い気がする。何ひとつ面白味も人間味も盛りこまれていないと思う方もいるだろう。しかし、紙面の都合もあったができるだけ忠実に経過を追うことにしぼった。協会の忠実な歴史的経過の上に、むしろこれからの10年にこそ協会のほんものの味が醸しだされ、充実した記録がつけ加えられていくであろうから——。

折も折とて3月18日国会予算委員会の席上、PT・OTの問題がとりあげられ養成計画と今後の需要度に関する質問が柏原ヤス参議院議員よりあり、永井文部大臣、田中厚生大臣らがそれぞれ答弁している。その中でもっとも印象深いことは永井文部大臣からのPT・OT現状報告と理解である。われわれ会員ひとりひとりの地道な努力が10年間の流れの中で決して無駄でなかったことを考え合わせると、感概深いものがある。

編集,発行にあたっては第10回後藤学会長はじめ細田準備委員長,関川事務局長の御尽力を受け、また口腔保健協会のご指導、ご協力を得た。十年史発行の実現をよろこび、改めて心より感謝の意を表したい。

神奈川総合リハビリテーション・センター

編集・田口順子

# 日本理学療法士協会十年史

非売品

昭和50年5月16日 発行

発 行 社団法人 日本理学療法士協会 発行者 松 村 秩

東京都千代田区富士見 2-10-4 (東京警察病院内) 〒102 電話 03-263-1371 (内) 255